

病院・老人ホーム対策特別委員会会議録

平成18年11月20日(月)

(開 会) 10:01

(閉 会) 15:14

○ 委員長

病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。「病院・老人ホーム対策について」を議題といたします。始めに、前回の委員会において要求がありました資料について、提出がっておりますので、執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

おはようございます。それでは、前回のご質問等でありましたものにつきましての資料の説明をいたします。まず始めに、1ページをお願いいたします。先の委員会におきまして、飯塚市及び他市における指定管理者との協定と内容についての資料の7番目の職員採用のところで楡井委員のほうからA市、B市では国家公務員を市が職員として採用しているのではないかとご質問がありました。また、市場委員のほうから筑豊労災病院の職員は独立行政法人であるが、職員の中に事務職などで国家公務員がいるのではないかと、ということのご質問がございました。このことにつきまして、調査いたしました結果、委員のご質問につきましてはA市、B市とも地域医療振興協会が国家公務員を病院職員として採用している、とのことでございます。したがって、不明確な文言によりまして誤解を招いておりますので、訂正後につきましては、A市、B市の協定の内容のとおり、「A市は協会は国家公務員のうち、病院職員として○人を採用する」としてあります。また、B市につきましては、「協会は国家公務員のうち、病院職員として76人を採用する」というふうに訂正しております。次に、市場委員のご質問につきましては、飯塚市の案では、「国家公務員の再就職希望者は採用試験を踏まえて採用する」としておりましたが、筑豊労災病院に確認いたしましたところ、「現在事務職などで国家公務員の身分の職員はいない」ということとございます。したがって、筑豊労災病院は職員に国家公務員の身分を与えられている特定独立行政法人、これは国立病院機構でございます、以外の独立行政法人となりますことから、訂正後の飯塚市の案は「協会は筑豊労災病院の職員のうち、再就職希望者は採用試験を踏まえて採用する」というふうに訂正しております。よろしくをお願いいたします。

次に2ページでございます。資料の要求のありました件についてご説明いたします。1の穎田病院の土地の評価でございますが、地番、口春1061番地、種目、宅地、面積、12,995.1㎡、単価が32,900円、仮評価、4億2,753万8,790円となっております。これにつきましては管財のほうから調査されたものでございます。続きまして、次に2番目の穎田病院の土地の無償貸与後の時価でございますが、これも調査の結果、市立穎田病院の所在地、口春1061番地は国道200号バイパスに隣接する商業地域でございます。地価の公示価格は平成12年の㎡あたり、4万7,300円から平成18年の㎡あたり、3万7,300円。7年間で21パーセントの下落となっております。今後の状況といたしましては、平成18年以降の数年間にはさらに地価が下がる傾向にある、と思われませんが、平成20年4月からの移譲後、穎田病院敷地内における民間による3年以内の穎田病院建替え、また、7年以内の養護老人ホーム建設などから穎田病院周辺の発展が期待され、また、社会情勢の変化などのプラス要因があることから、地価の上昇も考えられます。以上から仮でございますが、穎田病院の土地の無償貸与後の時間につきましては、その間は緩やかな変動率による減少となることが考えられて、㎡あたり2万8,000円から㎡あたり3万円の単価、時価ではないかと予測しております。2万8,000円の場合で計算いたしました場合は、3億6,386万2,800円となります。次に、㎡あたり3万円で計算いたしますと、3億8,985万3,000円となります。次に、医療法人博愛会の過去3年の損益計算書平成15年・16年・

17年でございますが、次のページをお願いいたします。平成15年度の損益計算書によりますと、医療収益が15億7,116万4,130円、医療費用が14億7,915万6,954円、医療利益といたしまして、9,200万7,176円となっております。医療外収益は3,433万3,641円、医療外費用は4,162万9,442円、差し引きいたしますと、729万5,801円のマイナスでございます。医療収益から差し引きいたしますと、経常利益が8,471万1,375円となっております。下のほうになりますが、当期利益が6,471万2,266円、当期末処分利益が1億5,869万8,270円となっております。次のページをお願いいたします。平成16年度の損益計算書でございます。医療収益が15億7,452万9,088円、医療費用が15億356万912円、医療利益といたしまして7,096万8,176円となっております。医療外収益は1,291万1,740円、医療外費用は4,000万2,181円、差し引きいたしますと1,709万440円のマイナスでございます。医療収益からこれを差し引きいたしますと、経常利益が5,387万7,735円となっております。これも下のほうになりますが、当期利益が3,573万9,399円、当期末処分利益が1億9,706万1,400円となっております。次のページをお願いいたします。平成17年度の損益計算書でございます。医療収益が15億6,202万6,887円、医療費用が14億7,463万7,841円、医療利益といたしまして、8,738万9,046円となっております。医療外収益は1,977万498円、医療外費用は3,687万1,551円、これを差し引きいたしますと、1,710万53円のマイナスでございます。医療収益からこれを差し引きますと、経常利益が7,028万7,993円となっております。これにつきましても下のほうになりますが、当期利益が4,442万3,693円、当期末処分利益が2億4,422万2,560円となっております。過去の3年間におきまして安定的な経営を行っている状況でございます。以上で説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりました。説明中、資料1ページについて、訂正表でございますが、楡井委員におかれましては何かございますか。

○ 楡井委員

結構です。

○ 委員長

結構でしょうか。それでは、そのようにおさめさせていただきます。市立穎田病院、愛生苑、及び穎田志ら川荘に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 栗木委員

再度、という形になると思いますが、先日の会で大変、穎田病院の療育センターのことでご質問いたしました。その非常に私自身の懸念が払拭されませんので、もう一度質問させていただきます。その中で、この穎田病院の中で、診療科目はもちろんです。施設建設の中でのこの療育センター、療育施設ですね。これが博愛会と本当に、話し合いの中で、本当に話としてお互いにこれが了解を得ているのかどうか、まずこの点からご質問いたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどのご質問につきましては基本的な方針の中でも穎田病院の建替えのときに併設するのか、また、別の場所に施設をつくるのかまだ決まっておられません。穎田病院の建替えの時には療育施設をつくる、ということに相手とのお話はしております。

○ 栗木委員

例えば、療育センターを現実にこれから進めていただくことにしまして、施設の内容等についてもその話し合い、というのはどのくらいまでなされているのか、お聞きしたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そういった施設につきましては医療があることが条件でございますので、仮に穎田病院を建てましたら、そのなかに相談窓口ですね、いろんな身体的な障がい者の方、また精神的な障がい者のお子さんをお持ちの方の相談窓口、ということでそういった博愛会のほうの病院のスタッフをそこに集める、と、またリハビリもその施設の中でどの程度のリハビリを行えるのかまだ具体的なところは決めておりませんが、相談窓口とそういったところのリハビリがですね、行われるようなことを一応お話は進めております。

○ 栗木委員

今ローテーションということをお話が出ましたが、本当に療育センターというのは住民の一番のもっとも切望しております緊急な、要する課題でございます。単なる、ここで私たちが検討します中に本当に穎田病院、という中でこういう建設としてのあがっている以上はですね、絶対にこれは私たちのお話し合いと一つのものを●コモウ●にしないためにもぜひ実現をしてお願いしたい、ということで、ただ切実にこれからも検討していただくことを切望いたします。よろしくお願ひいたします。

○ 委員長

他に質疑は。

○ 松本委員

今の療育センターの質問ですが、これは障がい者、障害児という判断でよろしいんですね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この施設につきましては、障がい児・者ということで考えております。

○ 松本委員

障がい者ですか。そしたら、障害児は入ってないということですかね、その辺。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

あくまでも子どもさんのそういった療育施設で考えておりますので障がい児・者の施設ということで考えていただきます。

○ 松本委員

いやいや、あの、聞くとますますわからんでですね、障がい者と障がい児というふうに私どもは考えてるんですが、違いますよなら「違いますよ」とはっきり言ってもらわないとですね、私は障がい者・障がい児というふうに思ってますが、その辺どうですか。

○ 社会障がい者福祉課長

療育センターにつきましては基本的には障がい児という形で考えておりますけれども、もちろん今主幹のほうの話をしてしまつたように、今後話をする中でですね、そういったことも含みまして検討させていただきたいと思ひます。

○ 松本委員

基本がどこなのかちょっと。基本といわれますが、私どもには理解をできません。障がい者の方もですね、そういった施設が利用できる、そういう施設であるのかな。もちろん障がい児の方も今大変困つていらっしゃるという今栗木委員言われておりますが、これは現実です。だから、私どもも切に望んでるんですが、そういう曖昧な感じではなくて、障がい者の方も当然そこを利用した療育センターというふうなことで行政とすればお話し合いを持っていただきたいというふうに思うんですがどうですか。

○ 社会障がい者福祉課長

そもそも療育施設と申しますのは今申し上げましたように、心身障がい児の予防とか治療とかそういったものをふくめましたところの療育訓練等でございます。今お尋ねの件でございますけれども、障がい者が入るのか、ということで、直に言われますと、今申し上げましたように市として心身障がい児のそういった関連の療育センターという形でなろうかと思ひます。

○ 松本委員

もちろんですね、障がい児に対する療育センター、これは今私どもも思っているように大切というふうに思っています。しかし、障がい者の方もですね、ないわけですから、それは行政として大きくなったらですね、者になったらそういうのは必要ないんですよ、という論理では困るわけですから、そここのところは行政として障がい者の方もですね、というふうな考えに及ぶのは当たり前というふうに、当然ではないかなと思うんですが、その辺もう少し掘り下げてですね、ただ療育センターといえ「ああ、みんながいい、そりゃ賛成」と、普通はもちろんそうなんです、賛成なんです、それをもう少し掘り下げて、じゃあ障がい児だけなのか、そここのところは行政が考えていかななくてはならない大きなですね、課題ではないかと思うんですよ。せっかくそういう施設がこれに併設をしてつくってください、作りましょう、というようにことになってるのによ、そこまでいかないまでも障がい児ですよ、とか、そういうことではね、いけないんじゃないかな、というふうに思うんですが。今後ご答弁されている担当は障がい福祉の担当ですよ。そういったところがですよ、がんばって、「いやこれはもうそういう今までなかったものをつくるんだから、もう少し広げてもう少し深く考えて」とされるのが当たり前じゃないかなと思うんですが、どうですかその辺。

○ 社会障がい者福祉課長

ご質問の件でございます。確かに障がい児という形で限定いたしますとおっしゃられるとおりにかと思えます。ただトータル的にはやっぱり発達障がい児からいずれは身体障がい者の手帳所持という形になろうかと思えます。そういったことを含みましてトータルで今後検討させてもらいたいと思えます。

○ 松本委員

ぜひですね、その部分を考えてですね、やっていただきたい。私が申し上げているのはあなたの方のほうも百もご承知の上だろうというふうに思えますよ。だから、ぜひその部分をよろしくお願ひしたいということ強くお願ひをします。

○ 楡井委員

おはようございます。確認をしたいと思うんですが、先ほど栗木委員の質問に対してですね、答弁のほうは社会福祉法人博芳会とか博愛会、こういうところと話しをされている、というような答弁だったように私聞いたんですけども、これは正確ですかね。10月19日の資料によればですね、飯塚病院グループとは話をしているけれども、博芳会ならびに博愛会とは交渉していない、というふうに言っているんですよ。答弁もあっているんですよ。性格にしとかなないかなのじゃないかと思ってあえて質問します。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

うちはお話の窓口は飯塚病院のほうでお話をいただいた中で、そういうところの医療を引き受けるところが博愛会だ、とそういったところにもそういった先ほどの療育施設をつくることについて飯塚病院のほうの窓口の方とお話してそれで博愛会のほうも「そういうことの施設は了承できる」ということで話を進めてきた、というところでございます。

○ 楡井委員

それではその飯塚病院グループとの話し合いの中にですね、その際に、博芳会ないし博愛会の関係者の人も一緒に同席しているというふうに言われるんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その席には同席はされておられません。博芳会も博愛会も同席はされておられません。

○ 楡井委員

したがって直接的には博芳会や博愛会の方たちとは話をしていないわけですよ。ですから、先ほどの答弁はいかにもそういう人たちと直接話をしているというふうに聞こえたので、訂正をしていただければ、というふうに思えます。いかがでしょう。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

療育施設につきましては飯塚病院グループのほうとの窓口の担当者とのお話の中で博愛会のほうもそういったことも施設の併設も考えられる、ということで飯塚病院グループとのお話でやってきたところでございます。

○ 楡井委員

それとの関連でいくつか質問しますが、飯塚病院グループと話し合いをしてきてですね、博芳会・博愛会とは話をしていない、というふうな、今まで、答弁だったわけですね。したがって本委員会ですらいろいろ意見を聞いて直接的には博愛会・博芳会、こういうところと交渉は直接されないで飯塚病院グループが代行されるということなんですかね、直接話し合いはされませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本的な方針のところでは先ほどの飯塚病院のほうの窓口担当者とお話しておりますので、今後については博芳会・博愛会と詳細についてお話を進めていきたいと考えています。

○ 坂平末雄委員

質問者が今一所懸命聞かされている飯塚病院グループ、これには柏芳会、博愛会、これグループの一環の中に入っているわけですか、どちらですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

私の方のそういったグループのことについて、ご説明いたしましたが、その博愛会も柏芳会も私の方の捉え方は一緒と、グループとして入っております。

○ 坂平末雄委員

入っているのであれば、博愛会の担当責任者、その柏芳会の担当責任者の方と話をしても麻生グループという一つの核として話をするのであれば、どこと話そうと別に構わないのではないですか。だから麻生グループとして執行部がとらえて、その中の博愛会の担当者、柏芳会の担当者という捉え方でいくなると話そうと、またまったく別の核をもった法人と話をされとるであれば、これは別ですよ。だからどこと話そうと前向きに話を進めていくことは、私はどんどん積極的にやっていただいた方がいいと思いますよ。そうすることによって、1日でも早くそういう先のことが見出せますので、そういうふうにもうすすめていただきたいと私は思います。（発言するものあり）

○ 楡井委員

私はなぜですね、柏芳会や博愛会と直接お話をしていないということにこだわるのかと言いますとね、顛田病院やそこ辺の職員の採用が柏芳会ないし博愛会が職員の採用を決めるとこうなっているんですよね。ですから説明があったように飯塚病院グループと話をした結果をわれわれがいろいろ討議をしたあとですね、そういう博愛会などがまったく違うような条件を締結するんじゃないかと、そういう心配もあるんですね、質問しとるわけですね。そういう意味では今の、今示されている諸条件ですね、これがそのまま変わることがないというふうにも考えてもいいんですかね。

○ 企画調整部長

飯塚病院グループの中に博愛会、柏芳会、これはグループの一環でございます。行政としましては、まず飯塚病院グループのこの中でお話をすすめさせていただいております、このお話は柏芳会及び博愛会の方には伝わっております。しかしながら、今からはこの飯塚病院、さらにはこの博愛会、柏芳会につきましては、この飯塚市の内容についてもまた十分にお話をすすめさせていただきたいというふうにも考えております。

○ 楡井委員

そういう内容が、今言われたような内容であればね、この22ページにあるような柏芳会との交渉状況とかね、それから博愛会との交渉状況というところでね、はっきり交渉はありませんと、明確に答えておるわけですよ。そういう意味では答弁が違う。説明が違うじゃないです

か。それから颯田病院の関係で二つほどお聞きします。颯田病院の関係でですね、医師の確保が、九大が引き上げるといふようなことで、医師の確保が難しいからですね、博愛会ですかね、ここに移すということなんですけども、医師の確保の問題で地域振興医療協会ですかね、ちょっとすみません、略させて「協会」と言わせていただきますけれども、この協会の趣旨からして説明のありました趣旨からしまして、こゝういふ地域医療またはへき地医療といふふうなところへの医師の派遣を積極的にやていくといふことに今なておるわけですけど、そゝういふ趣旨からしてですね、颯田病院への医師の派遣が相談できなかつたんだらうか。そゝういふ意味では颯田病院などに労災病院のよゝうな形でない医師だけの派遣といふことについては、何かできない条件といふのがあるのかどうかですね、わかれば教えていただきたい。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

地域振興医療協会の方につきましたは、そゝういふた颯田病院の医師の確保については、ご相談は申し上げておりません。やはり労災病院の、まず医療をどうするかといふことの方が主な話からいっておりますので、そこまでの話はしておりません。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:32

委員会を再開いたします。今一度答弁をお願いいたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この件につきましたは、前回もお答えしております。そゝういふた颯田・愛生苑の含めて労災病院も含めてですね、地域医療振興協会の方にお願ひできないかといふことはお話ししておりますが、医師の確保についてはご相談は申し上げておりません。以上でございます。

○ 楡井委員

颯田病院のことをもう一つお願ひします。現在ベット数が96、それでベットが埋まっているのが60前後といふよゝうなことを言われておりましたが、ベットの利用で一般病棟、一般ベットの利用している人数とか、それから別に療養型で入院されている方の内訳といふのはわかりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:34

再開 10:34

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

労災病院のことについて一つお願ひします。先ほど・・・（「楡井委員と呼ぶ委員長の声あり」資料の訂正があつた、それを受けての質問・・・（「だから先ほど私は何かありませんか。といふことを言つたつもりなんです、資料に限ってだけ質疑をお願いします。」と呼ぶ委員長の声あり）資料の訂正について、いいですかと言われたと私は思いました。（「何かございますか。と私は言つたつもりですけど、じゃ資料の関してだけお願いします。」と呼ぶ委員長の声あり）一点だけですね、先ほどの説明で国家公務員はいないと労災病院にはといふふうにご承知だと思います。それでこれが今度指定管理者制度に移行するとそゝういふ準公務員としての扱い、つまり選挙権、選挙の際の被選挙権と言ひますかね、これが今までは被つてたんです

けど、これがなくなったり、それから兼業禁止の関係の条項が制限がなくなるのかどうか、こういうことについてはこれ民間ということですから、完全にこれなくなるんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

独立行政法人でございます。いわゆる特定行政独立行政法人は国家公務員となりますが、独立行政法人でありますので、非公務員ということの位置づけでございます。したがって民間の職員という位置づけでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 小幡委員

おはようございます。資料要求してましたので、何点か質問させてください。まず穎田病院の件で質問いたします。穎田病院の基本条件、この中に穎田病院は譲渡いたしますと、土地は10年後ですかね、時価で売買ということですが、建物、施設等に対しては博愛会に譲渡しますということで、提案されておりますが、基本条件の2の中に平成20年4月1日から少なくとも30年間は医療機関として運営を継続するというようになっております。これは前回もお尋ねしましたが、医療機関としての範囲が私ははっきりわからないんですが、今の穎田病院の中身を継続しながら、いろんな治療も増やしていくような表現になっておりますが、極端な例として20年間は医療機関でやれたけども、21年目かなんかに、もう医療やめるというのは可能なんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本的な取り決めの中で30年間はそういった今の穎田病院の医療を行っていただくと、いわゆる内科、整形外科、外科もありますし、耳鼻関係もあります。これを一応30年間やっていただくことを基本のお約束をするということでございます。

○ 小幡委員

はい、基本条件ですからその30年間のお約束ごとはいいんですね。それは担保されますか、何か条項の中、もしくは契約の中で。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

まだ飯塚病院グループ、いわゆる窓口の方とはそういったところまでお話ししておりません。そういった委員会の方でご意見も出ております。また労災病院の方もそういった保証人の云々もございますので、合わせてですね、今後のお話の中で出していきたいと考えております。

○ 小幡委員

はい、わかりました。じゃあ今担保されるということですので、中身はしっかりと協議してください。それから時価の資料が出ておりますね。確認とちょっと質問になりますが、現在平米あたり3万2,900円ですね、穎田病院の土地、約4億2,700万強あると。10年後、これ10年後の時価ということですから非常に予測が難しいと思われませんが、執行部の考え方としてはとりあえず10年後には平米あたり2万8,000円から3万円ぐらいじゃなかろうかと、額にして3億6千万円か、3億9千万円というような予測はされておりますが、こういった予測で売買契約となりますと使用貸借特約付売買契約とか、そういったような契約になるんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本的な考えといたしましては、3年以内に病院を建てまして、その後でございます、10年以内は無償貸与としていく中で、その10年後につきましては、時価と。時価で市の方が民間の方に買い取っていただきますと。それを今予測したところでございます。

○ 小幡委員

いや、それは説明聞いたんですよ。ですから10年後の時価ということは何も契約の条項の中に、ただ10年後の時価で売買するとだけしか契約条項の中に入っていないんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい、そのとおりです。

○ 小幡委員

ということは、いじわるな質問じゃないですよ。可能性で話しているんですね。結局10年後ですから10年先のことでしょうけどもね、どういう説明したらいいですかね、10年後仮に3年以内に病院が建ってますよね。更地の時価と病院が建った場合の時価、全然違いますよね。地上権的なそこがすでに建ててるんですからね。価格というのは極端に下がりますよね。よその第三者が買いにこれないんですからね。そういった固定的な土地を10年後の時価というのは非常にまずいんじゃないかと私は思っているんですよ。通常ね、現在での時価なり相場もしくは10年後の変動を見た上で、いくらぐらいで買うというような、いくらで売るというような話を詰めておくのが本当と思うんですね。10年先の何かグリコのおまけみたいに、そのときの値段で決めましょうというのは、これ非常に危ない契約になると思うんですが、執行部の方は10年後の予測金額である程度表現しておくというのはできないんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現状では、今何か21%の過去7年間において下落と、国道につきましても状況は、周辺の状況は変わっておりませんが、何もなければですね、さらに下落が進むと考えられます。その中において先ほどのご説明いたしましたけど、建物、病院ができる、新しくできる、また養護老人ホームが併設できる、また療育施設も何らかの形でできるといういろんな好条件もございますので、そここのところは10年後いくらと、今の時点で決めてお話することはちょっと、市にとっても損になることも考えられますし、いろんなところを踏まえてやはりそのときの時価で売買するのが一番条件的にはよろしいんじゃないかというふうに考えております。

○ 小幡委員

30年間医療機関としてやってくださいねと、一つの条件がね、10年後は10年後の時価で売りましょうと、それは民々ならわかるんですよ。要は穎田病院は市立病院でしょ。土地は市民の共通の財産ですよ。それを10年後の値段もわからないところに売るのは構わないですよ。もちろん土地の上に病院が建っているんですからね。博愛会の方が買うに決まっているんでしょうけども、その値段を10年先の値段で売りましょうというようなそういう親戚同士が売るといって売買するわけではないしね、市としてそういう安易な考えでいいのかどうかを聞いているだけなんです。それで構いませんなら構いませんでいいんですけどね、そういう考えなのでしょうかということをお聞きしたいんですけど。

○ 企画調整部長

今、飯塚病院グループとお話申し上げているのは、今ここに基本方針がございます。こんなふうで3年以内で病院を建て替えると、そして10年間はこの土地については無償で貸与する。その後10年経過したあとに時価で売却するというような基本方針を今のところ立てております。そういうことからしまして、今委員さんご指摘のように、これ特約付の契約を結ぶのか、それとも現在の段階でどんなふうにするのかという分についてはですね、まだ検討の余地があるかと思っておりますけど、今の時点ではこのように10年後の時価の価格でこの土地は売却するというふうにお話をすすめさせていただいておりますので、そのような方向で現在はいかせていただきたいというふうに考えております。

○ 小幡委員

考えはいいんですね。去年ちょうど1年前にね、飯塚のリサーチパーク、ちょっと余談になりますがね、今度穎田病院の博愛会の3年度にわたる決算書とこの土地の時価について質問しているのはですね、今言いました飯塚リサーチパークを1年前にリプロックスという会社にね、譲渡やりましたね。2年間の決算報告書できて、そのリプロックスという会社できて2年目ですよ。1年目の売り上げが400万円台、2年目が9千円台、売り上げがですよ。損益計算書

をみますと累積損ですね、そこに3年間無償で使っていていいよと、そして8年後でしたっけね、に買ってくださいねと、そのときは値段を決めたわけですね。ともに同じぐらいの平米ですよ1万2千平米ぐらい、金額にしてリサーチパークも4億数千万円を8年後に買ってくださいと。飯塚リサーチパークはもう値段を決めたわけですね、8年先の値段も。今回10年先はまだ決めないと。現状今飯塚リサーチパーク自体がどういう状況になっているか、ご存知だと思いますけど、8年後の買い上げるときの地代の担保、これやってませんね、飯塚市は。8年後に買ってくれるのと、これぐらいの、まあ失礼ですけど、今の売上げの規模の会社が8年後に4億もお金を出して買えるんですかということに対して、飯塚市は何の保障もとらずに、「いや違約金を30%、不履行の場合はいただきます」と、違約金というのは1億数千万円にあたりますけどね、売買不成立になった場合は違約金取りますと、4億のお金で買いきれない会社が「ああ、すみませんでした」ということで1億数千万円の違約金を持ってくるわけがないと、飯塚は非常に過去に同じような条件で、何と言いますかね、非常に民間では考えられないような売買契約をやっているんですよ。これが今そういう問題が起こっている現実を見て、今からまた同じような契約を今から執行部はなさろうとしているんですけどね、それに対する反省と言いますかね、今後のやはりリサーチパーク等のような実態が起こらないように、しっかりと契約をするという心意気は見えないんですよ。実際にここの博愛会は立派な会社かもしれません。経営状況もいいかもしれませんが、10年後とか、30年後というのは誰も予測できないものなんですね。少なからず前回飯塚リサーチパークでリプロックスと契約したように10年後の金額というのは、ある程度査定しておくべきはないかと、その10年後きっちり買ってもらえると、買うためにはどういった契約をするかというような中身をもう少し詰めていただきたいんですけども、反省の色がないということで、今後今から契約する博愛会、颯田病院の件、もう少し考えるつもりないですか。

○ 企画調整部長

はい、今ご指摘の点につきましては、十分に我々の方も検討しまして、その分も十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

○ 後藤委員

関連ですが、一応3年後に建てかえてくれとなっておりますが、土地は飯塚市の土地です。仮に建物を建てる時に、借入れをされる時に、担保設定の問題が出てくると思うんですが、その部分でどういうふうに市は考えられているのか。担保設定の提供をするのかどうか。そこら辺も今、委員が聞かれてる部分と重複しますが、3年後には建てかえと。じゃあ、現金で建てられればいいんですけど、借入金をされて建てられる時の土地の抵当権の担保というのが、実際に銀行がかけてくると思うんですが、そこまで考えられてるのかどうか、お答えいただきたいんですけど。

○ 企画調整部長

申し訳ございませんけど、まだそこまで考えておりません。今言われるように、土地の上に建物が建ちます。当然地上権は設定されると思います。で、建物に対する担保権という部分については、今後生じてくる可能性もなきにしもあらずでございます。そういうことも含めまして、今後検討して参りたいというふうに考えております。

○ 後藤委員

やはりそこら辺を煮詰めないで、今ほかの委員が言われましたけど、10年先、実際に買ってくださいわけですよ。だから、法律的に私もわからないんですけど、市の土地に、議案で担保設定で出て来るのかどうかわかりませんが、そこら辺詳しい方いらっしゃったら、どういう形でやられるのかおわかりの方おられたら、お答えいただきたいんですけど。どういうふうにされるのか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:51

再開 11:06

委員会を再開いたします。答弁を求めます。

○ 企画調整部長

今から移譲先と土地の使用貸借契約を結んでいくことになります。しかしながら、土地の上に建物が建ったとしても、土地はあくまでも飯塚市の財産でございます。この飯塚市の財産の土地の権利の中に抵当権が設定されるというようなことはございません。従いまして、担保ということとはございません。

○ 後藤委員

わかりました。一応、市の土地には担保設定はできないということで、判断させていただきます。以上で質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 小幡委員

関連の関連になるんですけど、仮登記もできませんか。同じ土地の売買にあたってですね、仮登記の方法を教えてください。

○ 企画調整部長

これ、仮登記もできないというふうに考えております。

○ 小幡委員

わかりました。結局ですね、提案なされておりますが、まだ条件等が煮詰まっておりませんね。今言いましたような医療期間の30年間の担保、10年後の売買関係、そこら辺をもう少し詰めて、博愛会の方と交渉していただきたいと思います。これは要望に止めておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 城島委員

まず最初ですね、麻生グループが、その最初の交渉に助役が行って、市の方から交渉を始めた。ほかにどこも穎田病院を引き受けるというか、そういう話はなかったですか。執行部として。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい。そのようなお話は、私のほうには届いておりません。

○ 城島委員

それは、あなたのところには聞いてないけど、市長、助役、なかったですか。

○ 助役

確か1件だけ、こういうふうで穎田病院、労災病院と絡めてだったと思いますけど、もしそういうお話があるんですかという問い合わせはありましたけど、具体的に突っ込んだ話というのは聞いておりません。

○ 城島委員

労災病院は抜きにしましょう。労災病院は市のものでないし。穎田病院は市のものですから市民の財産ということですが、実際随意契約みたいな形で麻生グループと話してあるわけですから、今言われたようにですよ、どこかはっきり名前もわからないわけですか。一応問い合わせはあったと。

○ 助役

ちょっと名前までは覚えませんが、東京の会社といいますか、そういうところから1件だけ

そういう問い合わせはございました。

○ 城島委員

結局私がなんでそれを聞くかといったら、例えば麻生病院しかないという前提で話してありますけれども、もしほかにあるとすれば、随意契約じゃなくて公募でも、いろいろな形があるわけです。だから、そういうものを無理やり麻生ということで持っていかれることも、今我々は麻生という前提で話してありますけれども、ほかにもあったということは確かですね。

○ 助役

その時に詳しい話はしてないんですけども、相手の方が言われていたのは、自分のところが一応買い取って、それからまた転売するというような形を説明されましたので、そういうのでは飯塚市としては全く考えておりませんということで、お話が終わったという記憶がございます。

○ 城島委員

結局ですね、資産価値ですね。受け手がない。まず医者がないから、3月までとりあえず医者が欲しいから飯塚病院と交渉するんだと、まあ、いろいろ言われますけどね。基本的に財産価値ですね。飯塚、単純に受け手がないから何もかもという進め方をされておりますけど、資産価値、建物・土地、それから権利といいますか、今新しく病院を建てたら1床あたりお金が相当いるよとか、今からベッド数は増やせないとか、そういうことを知っておりますか。価値ですね、1床あたりの。建て物は古いけれども今から病院を建てる時にそういう権利が取れないんだと。そういう、1床あたり幾らの価値があるとかいう話は聞いたことはありますか。

○ 助役

そういう話は、聞いたことはございます。

○ 城島委員

私が聞いた範囲では、1床あたり約500万円から1千万円あたりの価値があるんだと。まあ、これは確かなことではありませんから、私の聞いた範囲でしゃべらせてもらいます。例えば500万円としたら100床で5億円ですね。それで土地が約3億から5億。10億の資産価値があるとします。そうした場合に、建物は麻生が建てると。基本的に麻生グループが建てるんだと。話が出来た場合に。そして、あとの土地は10年後だと。そうした場合に果たして、公募にした場合ですよ、受け手がないかどうかですね。麻生も民間ですからね。麻生グループといえば病院経営で日本でも、法人が炭鉱時代のあれで、基本的には民間企業としての病院をしてあることは、知っておられるのでしょうか。

○ 助役

もちろん、飯塚病院が民間企業であるということは承知したうえでございます。

○ 城島委員

次にですね、一応今のを聞きましたけど、内容に入りますけど、先ほどの関連になりますけれども、土地が10年後ですね。建物が、病院のほうは3年後、愛生苑は7年後。本来から言ったらですよ、土地を先を買って建物と一緒に譲り渡すんじゃないですか。なぜこんな質問するかというと、莫大な金がかかるわけでしょ、建物建てるときに。そんなことは一緒にですよ、銀行から金借りるか、●・・・●何もそんな問題ないわけですけども、そういうことは話し合いの中では考えてないですか。

○ 企画調整部長

今言われますように、建物も莫大な費用がかかります。土地も4億円前後かかります。そういうことからしまして、まず建物がすごく老朽化してますものですから、優先的に先に建物を建てかえてくださいというようなお話の中から、今のところ進めさせていただいているということでございます。

○ 城島委員

あのですね、これだけ愛生苑も、愛生苑は7年以内、で、病院は3年以内、そしてこれは麻生グループという話ですよ、全てが。それでこれだけ建てかえるのに病院と愛生苑もこれは全く、特例債なんか何も使わないで麻生グループがお金を出すという理解でいいですかね。ちょっと確認したい。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 城島委員

だから、だんだんだんだんですね、話がおかしくなるんですよ。愛生苑、颯田病院、全部麻生グループだと。そしたらその中でお金が無いから土地は後ですよ。そしたら、それだけの力が無いところにあなた方は話してるわけだけれど、本当に大丈夫ですか。私が高んてこういう質問するのかというのですね、麻生で悪いと言ってるわけじゃないんです。やっぱり公平性とか透明性とかですね、やっぱりよそでもいろいろ、公募しても1社だけしかなかったとかいうならわかるんです。あなた達は麻生グループに全て最初からこうして話しに行ってるわけですから、そんな、内容が良くて金が無いとか、そういう病院にこれだけのことを、本当に話せますか。

○ 助役

私たちがまず颯田病院をどうするのかということで、いろいろ討議したわけですけど、その中で一番ネックになったのはやはり医者確保ということで、これが非常に困難だということでもありますので、そこら辺をどういうふうにして解消していくのかと。それから2点目として、非常に建物、それから医療器具含めまして老朽化して、現場のドクターあたりに聞きますと、これではなかなか患者さんは呼べないというような状況もございました。そういうふうなことで、医者確保、それから建物・医療器具等の更新、そこら辺をどうしていくのか。その中で、かつ、地域医療をどういうふうにして守って、あるいは育てていくのかというようなことで検討して参ったわけです。確かに公募すれば、それなりに全国版的な病院というのはありますので、ひょっとしたらそういうところが手を挙げてこられるかもしれません。でも、それで果たしていいのかということで私たちは考えておるところがございます。それで、何も飯塚病院の肩を持って言うわけではございませんけど、大正時代から地域のために営々と地域医療を守って、育ててこられた病院、その意見も聞いて決定すべきではないかなというようなことでお話いたしましたところ、地域医療に対する熱意も非常に感じられましたし、医師会とも協議をさせてもらいましたが、医師会も、そうしてもらえれば非常に助かるが、というようなご返事も頂きましたので、公募をすれば良いところもひょっとしたら手を挙げられるかもしれませんけど、なかなか弊害的なこともあるのではないかとということで、公募をしないで現在の飯塚病院グループの中においてお願いをしておるという状況でございます。

○ 城島委員

ほかの民間に、労災病院ですか、した場合は1社か2社かもしれんけれども公募をしたと。全国、ほかはですね。ここだけが随意契約みたいな形で助役が麻生に行かれて話された。そういう形で私は受け取っておりますけれども、やはり基本的には公募ですよ。1社にしてもですね。麻生が乗り出すなら公募ですよ。麻生でもいいですよ、公募して。そういう形のルールをあなたの方作らないと、この部分は随意契約でします、この部分は公募しますと。そこら辺のルールをもうちょっとはっきり明確に、私はしてほしいと思います。次にですね、これは誘致企業になるんですか。ちょっとそこら辺をお聞きしたいんですけど。

○ 企画調整部長

誘致企業か、ということでございますけどあくまでも颯田病院の存続・継続性ということをお考えましてこの颯田病院を地域の医療として残すために、この颯田病院を民間のほうに移譲する、というような形を考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:21

再 開 11:23

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

さきほど後答弁申し上げましたように、これは颯田病院の継続性ということを第1次的に考えております。しかしながら、誘致企業、企業の誘致か、というご質問でございます。これは一種の政策医療というかたちでの誘致企業、企業誘致と、病院誘致というふうに考えております。

○ 城島委員

固定資産を何年とか飯塚市の条例の中で免除とかあるんでしょ、基本的に誘致企業にしたらですね。違いますかね。

○ 企画調整部長

条件的にはそういうことはございません。しかしながら企業誘致ということからしまして、先ほど基本方針の中に示しておりますように、土地については無償貸与、建物については無償譲渡という形で考えております。

○ 城島委員

企業誘致である、と。譲渡とかいろんな無償をするから。先ほど小幡委員が言われましたリプロックスの問題ですたいね。ものすごく私も何でもこういうことを調べたかということ、おたくのほうでいろんな契約を病院とするとときにですたい、内容的に飯塚市が誘致したりして失敗したところがあると聞いたところがリプロックスやったわけですね。それでいろんな話を聞けばいろんな誘致をして基本的なもうつぶれたような状況になっておる、と。新聞にも載っていましたが、従業員の給料を払わんでどうのこうの、と。決算の委員会の中で言ったら「まだつぶれてない」とか、電気も水も止まっているとか、非常にですね、飯塚市がやったことに対して非常にリプロックスに、誘致したものにもものすごい失敗例があるわけですね。そこらへんは理解してあるですかね。いまからあなた方が交渉するときにいろんな契約書の中でですよ。今リプロックスというのはどういう状況になって、それを私は活かしてほしいから聞いとるんです。リプロックスの今失敗しとる例がここに、だいたい担当部ちゃどこですか。（「商工、経済」という声あり）部長は来てないと。（「来てないです」という声あり）課長は。（「来てないです」という声あり）そげんと入らんと。じゃあ、一応ですね、そういうことでいろんな形で今から契約を結ぶときにですよ、いろんなことを参考にしながらですね、透明性です。リプロックスの件なんちゅうのはまったく嘘が多いわけですから。実態を調べたら、市長、びっくりしますよ。まだここで今日は言いませんけどね、その件じゃないから。しかし本等にですな、今執行部が我々に、議員のほうに、本当に透明な、本当の報告とかそういうのやってないわけですから必ず後でこういうものは後で明らかになるわけですから、そういうものを参考にしながらですね、変な事が起こらないようにしてもらわな困るからこういう質問をしとるんです。助役、あなたに一言言いたいけどですね、公募と、一社でも公募はできるわけですね、例えばこういう言い方おかしいけれども、公募して一社しかおらなかったというのもあたりまえやし2社おってもあたりまえやし、かえってそういう形で病院の先生がいらないから継続性があるから麻生とばかり交渉しましたちゅう話はですな、今ここでは通つとるかもしれんけど基本におかしい話ですよ。間違えないようにですな。基本的には公募して、麻生しかなかった、という形なら条件がいろいろありますからね。その中で条件をつければいいわけやから。3月から病院の先生がおらなくなるからそれが手配できる病院とかいろんなですな、条件をつ

けて公募されりゃいい。そこまであなたが麻生と仲が良いとなら、当然申し込めるわけやから。別にあなたがですばい、「3月まで」と公募でおかしいわけやから、そういうものも考えられるちゆうことをですな、十分にもう一回考えてほしいと思います。一応私の質問は終わります。

○ 委員長

他に質疑はございませんか。

○ 川上委員

まずですな、資料の問題で10月19日提出資料の21ページ。株式会社麻生グループとの交渉状況という資料が出されておって、先日質問の中で、この1行目、「株式会社麻生グループとの交渉はございませんが」というのはですな、削除か訂正かするようになっておったと思うんですが、確認したいと思います。

○ 委員長

これは「株式会社麻生グループとの交渉はございませんが」を削除いたしております。

○ 川上委員

削除しておる、ということです。実は私、2週間前に情報公開請求いたしました。内容は齊藤市長が麻生泰麻生グループ社長及び麻生太郎外務大臣と会談あるいは交渉した件について1、関係記録2、食料費・交際費等の支出の領収書というのを請求しました。公開がありました。あった部分があります。その中で、出てきた資料が訂正前の資料なんですよ。「株式会社麻生グループとの交渉はございませんが」訂正ないままそのまま出てきています。もう一つはね、どういう関連があるのかよくわからないけれども、情報公開で出てきたんです。福岡から総理、総裁を麻生太郎外務大臣を励ます会のご案内、と9月4日午後4時から開会、ホテルニューオータニ4階となっているわけですな。これは、市長が麻生泰氏と会う2時間前に開会された、ということで資料出ておると思うんですが、いずれにしても委員会で削除したものがね、情報公開で要求するとそのまま出てくるというのはどういうことですか。おたずねします。

○ 委員長

暫時休憩いたします

休 憩 11:30

再 開 11:34

委員会を再開いたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申し訳ありません。委員会において株式会社麻生グループとの交渉はございません、ということで削除いたします、ということになっておりましたけど、私のほうがそこを削除しないまま、総務のほうに資料を渡しまして、情報公開の請求のときにそのままいった、ということで、申し訳ありません、こちらのほうの手違いでございます。

○ 川上委員

ございません、というのは削除で、再度確認して質問を続けます。実は、ブログで筑豊労災病院の問題チェックしてますと、齊藤市長のですね、高校のときの部活の後輩である、と名乗るかたがですね、医療に詳しいかたがおられて、今度の労災病院の問題について見解を述べてあるかたがあるんです。この方はこう書いているんですよ。「市の財政負担なしで労災病院、本来の機能が守れるのか。新病院が経営不振になったときに採算の取れないじん肺治療が切り捨てられないか、などの不安も残る。」と「今後超えなければならぬハードルはいくつもある」というふうに書いています。一部同感であります。実は、筑豊労災病院を存続・充実し、地域医療を守る会11月13日に上京し、厚生労働省と病院存続について交渉したんです。翌14日には衆議院第1第2会館、参議院会館を訪問してあわせてですな、国会議員27人に要

請を行っています。基本的な要請の点はですね、4点あります。時間の関係で今日は読み上げることはいたしませんけれども、国の責任で存続をしてもらいたい、と。同時に、やむなく自治体に移譲する場合でも国の責任できちんとやってもらいたい、それから、廃止スケジュールのみを最優先するようなことをしないで貰いたいと、それから、医療機能を2003年12月時点で早急に戻すこと、それからとりわけじん肺対策について、国の責任を遵守せよ、というような点が主要な点です。これについて後で資料で私のほうからも市長にお渡ししたいと思うんですが、実はこの行動にはですね、じん肺患者の方が4人、それから遺族の方が2人参加しております。わが党市議団からも私と本田文吉議員と2名が参加しました。この内容についてはおそらくですね、地域医療を守る会が今度の日曜日、26日に午前10時から隣の飯塚総合会館でシンポジウムされますので、そこでも報告があるかと思えます。そこで、厚生労働省を代表してですね、出てきたのはですね、労働基準局労災補償部労災管理課の（こはたしげつぐ）課長補佐という方でした。この方は、齊藤市長が5月31日と8月8日2回お会いになった相手と同一人物ではないかと思えますけど、ちょっと確認していただけますか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

そこでですね、主にその方を相手にですね、午後3時から2時間及んだわけですが、非常に重要な回答があったんですね。私なりにまとめると5つあったと思ってます。市長にもよく聞いてもらいたいんですが、第1は筑豊労災病院の医療機能はこの地域に必要だということを厚生労働省が認めたことです。もともと、2年半前は、この地域にもうこの医療機能はいらない、ということで廃止を一方的に大臣が決めたんですが、2年半たったら必要だということを認めるわけですね。第2は、じん肺患者の治療と療養を含めて、医療機能が将来的に維持されないのであれば、労災病院再編計画に反することになるので、譲渡を認可できない。こういうことを言うんです。第3は、飯塚市の指定管理者制度で医療、これを再委託するのは認められない、ということ、それから第4は、契約保証人については全く知らない、ということ。第5は労働者健康福祉機構が飯塚市に11月末という期限を切っている、このことについては全く承知していない。労働者健康福祉機構に事実関係を確認する、というふうに回答したんです。そこで、私はいずれも重要な点だと思って、市長にも紹介したいし委員長にも聞いていただきたかったのですが、それで、質問ですけど、第1に申し上げました筑豊労災病院の医療機能、厚生労働省がこの地域に必要だということを認めたこと。2年半前には認めなかったのがね、今認めるようになったこと。どうしてこのような変化が国に生まれたのか、市長どうお考えですか。

○ 委員長

川上委員、労災病院の質疑に入られておりますので、だからといって全く頭から顛田の愛生苑の関係を集中して、とお願いしているの、頭からそれを理由に質問をやめてください、とは言いませんけれど、どこかの時点で配慮をお願いしたいと、このような、委員長としてお願いをしたいと思えます。答弁を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

厚生労働省の担当のほうからそういうふうなお話があった、ということでございますが、前々から機構とのお話の中で、地元としては労災病院の後医療を残したい、ということ強く合併前からしておりましたので、そういう認識の中での必要だ、ということである、と考えております。

○ 川上委員

つまりね、国はいらないとそういう認識を持って廃止を大臣が決めたんだけど、地元の市長、町長も含めてね、合併前までは。議会、住民がいるんだと。国の責任を含めて残してもらいたいという声を強く上げていったことがこういう国の側に認識の変化をもたらしたのではないで

すか。働きかければね、国の認識は変わったということですよ。非常に大事な点です。じゃね、第2の点ですよ。繰り返してもおかしいあれですが、労災病院の再編計画、この中に労災病院の廃止等に当たっての留意点というのがありますね。ご存知でしょう。その第1が地方公共団体等関係者との協議というのがありますね。労災病院の廃止等に際しては、関係地方公共団体の長、その他地元の関係者と協議し当該地域における医療の確保、産業保険活動の推進等に十分配慮することとし、当該地域医療において必要不可欠との判断から存続を要望する労災病院に関しては、地方公共団体または民間への移譲を積極的にすすめていくものとする。2として患者への配慮、廃止等によって患者の診療及び療養に支障をきたすことのないように今後における診療・療養先の確保することに努めると書いてあるわけです。ですからこの立場からこの木幡さんという課長補佐さんは、このように医療機能が将来的に維持されないのであれば、再編計画に反することになるので、譲渡を許可できない、認可できないというふうに言ったわけです。これについてどういうふうに受け止めてありますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在のじん肺患者またそれ以外の多くの方が入院されております。そういった方の医療を継続するためには、当初から申し上げております。今の労災病院の先生がそのまま残っていただくことが一番大事なことはないかと思っております。そういうことから先ほどの患者とのいろんな医療についてですね、そういった保障を今現在付けたところで指定管理者の中ですすめているというところがございます。

○ 西川委員

すみません。私まだ穎田病院の件で質問をしたいんです。前の議員でいろいろ労災病院のことを言われますと、私どこで手を挙げて質問するのかなと思いつつながらまだ議員歴が短いもんですから、質問のやり方もあまり把握していないみたいな感じに私自身がなっているのかなと思っております。質問も要領を得ない質問で、ご迷惑かもわかりませんが、穎田病院のこの存続に関しての問題で2～3ちょっとお尋ねをいたします。と言いますのは、前回も何か聞かれたように・・・

○ 委員長

西川委員、誠に申し訳ないんですが、先ほど川上委員の質疑、労災病院の話ではありますけれど、許可をいたしております。（「それが答えがあったあとにですね。」と呼ぶ西川委員の声あり）それでお許しをお願いしたいと思います。川上委員、続けてください。

○ 川上委員

そういう受け止めで大丈夫ですか。もう一度見解を求めます。

○ 企画調整部長

川上委員のご質問につきましては、過去の特別委員会の中で私再三再四にわたりまして、ご答弁申し上げております。この労災病院につきましては、国が廃止するという決定には変わりございません。しかしながら、この労災病院の継続、それから地域医療を守る地域の皆さん方にこの労災病院を通じまして健康と生命を守るという立場からしまして、飯塚市がこの労災病院の譲渡を受けまして、そして地域医療振興協会の方に管理運営をお願いするというところにさせていただいております。またなおかつ、じん肺患者それから今休診になっている科目についても協会の方で医療の継続をさせていただきたいというふうなお話し合いも詰めております。そういうことからしまして国の方が言っていることに対しまして、我々は国の方にそのようなお願いもしていますし、また労働者健康福祉機構に対しまして、いわゆるお願いと連携を蜜にとっていつております。そういうことからしまして、この件につきましては、皆さん方のご理解はいただいておりますけど、更なるご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

基本的には、公的病院ということで自治体立病院にするといいながら民間に丸投げすることに

については、国も知っているわけですよ。知った上で、不安感を持っているわけ。どういう不安感を持っているかと言うと、さっきから言っている第3、第4、第5あたりですよ。それで第3に言った問題です。飯塚市の指定管理者制度で医業を採択するのは認められないというふうに国が言っている問題について、どうお考えですか。

○ 企画調整部長

これにつきましても答弁の中で、医療本体の二次委託はないというふうに私断言しております。そういうことからしまして、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

あなたの断定はどうか知りませんが、あなた方が提出、法律それから条例、通達禁止していない。それからあなた方が出したこの10月30日提出の資料、細かく言っているように5ページ見てくださいよ。17番ここに再委任の禁止と書いているでしょ。これは禁止となっているけどね、但し書き条項がメインですよ。問題は、こう書いているじゃないですか。「ただし、協会は本協定に定める委任業務の一部を第三者に委託し請け負わせようとするときは、あらかじめ市と協議の上、承諾を得なければならない」市が承諾すればね、委託できるじゃないですか。

○ 企画調整部長

先ほど答弁しましたように、医療本体についての二次委託はございません。ここの但し書きの部分はいわゆる清掃業務、そういう部分について協会の方から申請があって、市が認めればそういう清掃業務等については、委託をすることができるというふうにきちっと明確にここでは書いております。

○ 川上委員

この間から指摘しているように法律でもね、市の条例でも、それから国の通達でもそれを禁止していない。禁止しているのはあなたの言葉だけです。30年間やるんですよ、これ。あなたの言葉ですよ。会議録に残るだけです。それをまずね指摘しておきます。それから第4、契約保証人、この制度についてはね、国が全然知らないと言ってるんですよ。直接の担当が。あなた方ね、よそのA市、B市、C市がやってないようなことをやるのに国に一言も相談してないんですね。確認します。

○ 企画調整部長

こちらあたりはまだはっきりしたことではございません。したがって国の方にも契約保証人等々については、何もお話し上げておりません。

○ 川上委員

いいかげんにしてもらいたいですね。あなた方はっきりしてないようなものを議会に出すわけ。文章にしているじゃないですか。どういうつもりですか。

○ 企画調整部長

そういうことも想定されるのではないかということで、ここの協定書案の中に契約保証人的なものを入れさせていただいております。しかしながら、先ほどご答弁申し上げましたように、こちらあたりについては、協会の方とさらにさらに詰めていく必要があるというふうに考えております。

○ 川上委員

このことを木幡課長補佐に言いましたよ。びっくりしてましたね。なぜびっくりしたと思いませんか。市長、これはね、再編計画との関係で重大な齟齬を持つからなんです。先ほどから言っているように再編計画は医療機能が将来的に維持されないのであれば、譲渡できない。認められないと言っているんですよ。そういうことの恐れがある民間医療機関に指定管理者制度を出そうとしていると。保証人制度を、契約保証人を付けようとしているわけですよ。国が心配するのは当たり前ではないですか。あなたも心配でしょ。わかりませんか。国の問題が。

○ 市長

保証人制度ということに関しては、私のほうは最初から何も言ってないわけですよ。そちらの方からそういう当てにならないような病院のときはどうするんだと、保証人制度を付けるのかということの発言があったからそういうことも考えますということをやっただけであって、国の方にも何もそういう相談は一切しておりません。だからそれが話がまとまって保証人を付けなさいよとそちらの方から要求が上がれば、国の方にもそういう形で相談に行かないといかんけども今の段階で向うの方にも何も言ってないというのは今、部長が答弁したとおりでございます。以上です。

○ 川上委員

あまり質問の趣旨がわかってない。事実関係がわかってない。まずね、そちらの方というのは委員会全体のことを言われているのか、共産党のことを言っているんですか（「全体です。」と呼ぶ声あり）。全体とかいうはずないでしょうもん。全体が言うはずない（「委員会です、委員会でしょ」と呼ぶ声あり）。どの委員が言ったということでしょう。委員会が議決したわけでもないし、委員会の意思を諮ったわけでもない（発言する者あり）。

○ 委員長

ちょっと待ってください。不規則発言で。質問を続けてください。

○ 川上委員

ですから市長の事実誤認です。そちらの方が、委員会全体が言ったというのはね、事実誤認です。委員の中のどなたかが言われたかもしれないけど。それをまず指摘しておきます。それからね、質問の趣旨はこういうことですよ。助役も聞いて。あのね、こういうことですよ、再編計画は医療機能が将来的に維持されなければならないと言ってるわけですよ。ところが契約保証人を付けると言う。これはね、指定管理を受けた協会がもうこれ以上続けることができませんと言い出せば、いつでもそこが、仕事ができるわけね。そういうことで国が安心して自治体病院というから譲渡するのに、その先責任負えないでしょう、国は。「ところで齊藤市長、あの病院どうなりましたかね」、いやあ、あんまりこんなこと言ってもおもしろくないですね、「協会に委託している」と、「その先はないですか」といったときに、「わかりません」と言うなら国はどういう責任をとるんですか。こういう問題ですよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 11:56

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

川上委員の方から契約保証人の件でかなりなご意見等がっております。しかしながら、市としましてはですね、いわゆるこの医療機能というのは、契約保証人的なものがなじむのか、なじまないのか、そこらあたりはまだまだ検討する余地があると思います。しかしながら、万が一この地域医療振興協会が、いわゆるこの労災病院の継続医療について何らかの形での変化が生じた場合には、こういう保証人的な医療機関も必要ではないのかなというような形でここで挙げさせていただいておりますけど、今後ここらあたりにもまだ検討しまして、国または機構の方と十分に協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

まだわかっておられないですね。この問題についてね、契約保証人についてはまだ後日お尋ねいたします。第5の問題ですね、労働者健康福祉機構が11月までにと期限を切ってきているという問題ですよ。国は全然知らないと言ってますね。どうお考えですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

これは、労災病院の問題につきましては、機構の方が再編計画の中で受けてすすんでおります。その中で前もご説明したと思いますが、やはり機構の中で、いわゆる労災病院を多く抱えている中で医師の配置というのが、少し計画の中にありますので、早くそういったところの来年からの4月からの医師をどのように異動と言いますか、配置をさせるには10月というふうな一つの機構の方との計画がありました。その中で進められておりますので、厚生省がどうのこうの言っているか、どういうふうなことでそういうふうに言われたかわかりませんが、あくまでもこの問題については機構の方で準備をされておるといところでございます。

○ 川上委員

その議論は前回もしてね、もうあなたは説明ができなかったわけです。今また違ったことを言おうとしているんだけど、あなたが言いよるのは機構のことを言ってるんですね。機構が来年から人事異動をしないといけないから、早く要望書を出してくれと言うんでしょ。あなたの話を聞いているとね、機構は筑豊労災病院からさらに医師を引き抜いて、休診科目を増やそうとしているかのように聞こえますけど、そういうことですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そういうことではなくってですね、いわゆるこちらの方は先ほど申しましたように、じん肺とか、いろんな医療の患者を継続していくためには、労災病院のやはり医師が治療に当たっていく医師を残していただきたいというのが大きな課題でございますので、そういった意味から機構の方がそういった配置換えをすすめていくと、そういった方の医者が残らないということの大きな問題がありますので、合わせて地元の方の要望、いわゆるじん肺を引き継ぐ方、医者を残したい、向こうは向こうでそういったところの医師の配置の問題がある、そういうのがだいたい10月からそういう時期にきておりますから、双方の問題がありますので、そういった時期を早く決めて話をまとめたいというふうなことでございます。

○ 川上委員

あなた方はね、この委員会が公聴会をやりたいということで審議しましたね。その時に委員長が一番最初に行政の側の意見を聞いて、私はおかしいと思ったんだけど、その時あなた方は時間がないと言った。で、その答弁はこちらの賛否の重要な判断材料になっただろうと思うわけです。ところが、あなた方が出したスケジュール表を見ても、すかすかですよ。指定管理者制度の選定に1ヶ月もかけてるじゃないですか。予定しているでしょ。あなた方の話ではね、1ヶ月もかかる話ではないでしょう。ここなんだから。こういうふうに、スケジュールすかすかですよ。ところで、一昨年3月に筑豊労災病院と一緒に廃止をしますと厚生労働大臣が発表した病院がありますね。岩手労災病院。これは来年の3月、廃止予定なんですね。筑豊労災病院は再来年の3月、廃止予定ですよ。筑豊より1年早く廃止すると言ってるわけです。今、岩手労災、どういう局面にあると思いますか。ご存知でしょ。答弁してください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

岩手の花巻市にあります労災病院につきましては、国立の岩手大学の方をお願いをされておりました。しかし、向こうの方から、いろいろありまして、国立岩手大学病院の方が辞退をされたということがあります。その後、いろんな民間といますか、そういうところでのお話が、今あっているということインターネット上で調べております。

○ 川上委員

岩手労災病院はですね、一昨年3月に廃止方針が明らかにされましたね。そして昨年7月までの間いろいろ、岩手医科大学に移譲を相談しておったんですよ。で、昨年7月に岩手医科大学が移譲を受けないということで、花巻市が断念したんですよ。そうこうしてるうちにですね、飯塚市に似てるんですよ、今年の1月1日に2市3町が合併して新・花巻市になったでしょ。合併特例債とか、いろいろそういう話もあると思いますよ。そして2月5日に新

しい市長が誕生した。で、そうこうしてるうちにこういうことが決まったんですね。今年の5月17日のことですよ。土地と建物は花巻市が譲り受けて、有償ですよ。提供していた土地はただだということですけど、それ以外は有償。そして、運営は民間に任せる。これは、花巻市が任せるんじゃなくて国が任せようとしたんですね、直接。不思議なことですよ。土地・建物は自治体にやって、運営は民間に、国がさせようとしてるわけです。ところがその後、今年の9月21日に基本協定を結ぶところまでいくんですね。ある民間機関が入るようになって。そして9月27日に岩手労災病院の移譲及び資産譲渡に係る基本協定というものを結ぶわけですよ。ところが、結んだ翌日ですか、ご存知でしょ、破談になりましたね。その辺までは知ってますか。ちょっと確認。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい、承知しております。

○ 川上委員

じゃあ、その後どうなったか、答弁を求めます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:06

再 開 13:12

委員会を再開いたします。答弁を保留しておりましたので、答弁を求めます。

○ 颯田病院局事務長補佐

先ほどの楡井委員のご質問について、ご答弁させていただきます。3月31日時点で、一般病床のほうが32名、療養病床が30名、合計62名の入院患者数となっております。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

午前中の岩手労災病院の経過でございますが、先ほどもご説明いたしましたように、岩手医科大学のお話がありまして、それを大学のほうが辞退された。その後、県内の個人の病院にお話をされまして、その病院も断られたという経過がございます。現在は杏林会、これは東京のほうにあります医療法人でございますが、そのところと現在お話があつておるところでございます。

○ 川上委員

10月30日付けでございますね、花巻市は杏林会と岩手労災病院の廃止に伴う後医療の引き受けに関する基本合意というのを結んだというんですね。これは11月2日の花巻市議会の全員協議会で報告されたことです。で、11月中に基本協定を結ぶ予定となってるんですね。先ほどから言ってますように、この岩手労災病院廃止予定は来年の3月なんですよ。もう、半年を切ってるわけです。という状況の下で、今言ったような状況なんですよ。で、筑豊労災病院は再来年の3月の話ですよ。だから、時間が無いというのは全く通用しない。しかも、厚生労働省も知らない話なんですよ。で、こういうふうにあなた方は一昨年から時間がない、時間がないというふうに言って、結局2年半たったわけだけれども、何が残ったかという、市民の意見を聞かない、市民に状況を知らせない。議会にも知らせない。こういうように、非常に不透明さだけが残っていくやり方をしてるわけです。あなた方、自分たちで病院・老人ホーム特別委員会の会議録をみるでしょう。申し訳ないとか、すみませんとか、訂正しますということばかりですよ。また、答えられない、ご理解いただきたい、そういうことではいけないということを強く指摘しておきたいと思えます。

○ 委員長

川上委員、委員長からお願いでございます。午前中から労災病院の質疑が続いておりますが、午前中にも申しましたように、できましたらご配慮いただいて、颯田病院、愛生苑の質疑に入

らせていただきたいと思います。いつでも、継続審議ですので、今日に限らず貴族審議中、やれますので、そのあたりは誤解のなきように、よろしく願いいたしたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ、颯田病院が終わったら、すぐやりましょう。

○ 委員長

だから、今日終わるのか、22日までかかるのか、わかりませんが、継続審議ですので、いつでも質疑は行われると思います。

○ 川上委員

時間がないんですよ。時間がないのは、どっちが時間がないんですか。労災病院のほうが時間がないんですよ。

○ 委員長

そういうことではなく、もう前回、機関意思の決定を一応いたしておりますし、今後、正式な要望等が出されていく、そうした中で特別委員会の審議は当然行われてまいりますので、あと、基本的な方針についての颯田病院・愛生苑の質疑をお待ちの委員さんもおられますので、そのあたりのご配慮をということでございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、もとに戻します。颯田病院、愛生苑についての質疑を許します。

○ 西川委員

私、先ほど、あまり、議事の進行状況なり、こういう特別委員会でどういう形で進んでいくのか、先ほど言ったように不慣れなもので、なかなかわかりにくいことだったと思います。で、議事のほうも、労災病院については前回いろいろ話があって、一応結論めいたものが出たのだろうな、と。で、労災病院については、もう話がありませんのかな、と。思っていたら、労災病院という話が出ますんで、そうすると行ったり来たりなのかなと思いましたけど、そうじゃないだろうとは思っております。それで、実際問題として、私は旧・颯田町出身でございますが、市立颯田病院については颯田の住民のほとんどの意見として、もうどういう状況でも、内容に変化がなければ、どこが経営しよう構わないから、早く元の姿にして医師を確保してください、と。患者をどんどん呼び込んでください、と。早く決めてくださいという住民の声を盛んに聞いております。それで、私のほうは、この颯田病院について慎重審議をお願いしたいというふうに考えておるわけでございます。私が聞きたいのは、その中で、これはいつでしたか、10月5日提出の資料の8ページのところに、一番下に「その他」の項があります。ここに、「再就職希望者は採用する」、これ、括弧して「(面接)」と書いてありますが、実際は合併後、颯田病院については飯塚市が責任を持って引き継ぐということでしたので、現在職員さんについては市の職員であるというふうに判断をいたしております。もちろん、颯田志ら川荘の職員も同様でございます。それで、この職員の採用については、そのまま飯塚市の職員として引き続き、民間移譲の、博愛会に移譲なさろうと、これはそのまま職員として採用できないのかなというふうに考えておるわけですが、そこらあたりのお答えを一つお願いしたいということと、この勤務状況の、博愛会で採用条件その他いろいろ考えられる、飯塚市の職員としてそのまま残していくという考えがないのかどうかということ、まずお尋ねしたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

颯田病院の職員につきましては、まず職種変えを、職員としてですね、事務的な職種変え、いろいろあると思います。そういったことを先に考えまして、看護師さん等は技術職でございますので、やはりそういった職種に合わない。やはり看護師として続けていきたいという方があれば、博愛会のほうにそういったお話をご相談させていただいて、向こうのほうで条件が合えば雇用していただくということになります。従いまして、市の職員ではなく、博愛会の職員として雇用されるということになります。

○ 西川委員

先だっても聞いたような気がするんですが、働いておる職員とすればですね、やはり業種変更の希望あり、看護師としてそのまま残る希望があればそのまま残す、それについては博愛会のほうの採用になるということでございますが、それでは現在働いておる職員はやはり不安が募るだろうと思います。その不安を解消するためにはですね、どういう形で、労働組合もあると思うんですが、その職員組合あたりとの話はもう出来ておるのかどうか。それと、現在働いておられる職員さん達が、それで了解を、一応内部的なことかもわかりませんが、了解しておるのかどうかということをお尋ねいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:23

再 開 13:24

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

穎田病院につきましては、まだこの方向性がですね、本特別委員会の中にご提案申し上げますので、本特別委員会の中で方向性が決まりましたならば、その後を受けまして、労働組合との協議を進めさせていただく、というふうに考えております。

○ 西川委員

この方向性とおっしゃるけど、ここの中に、採用については労働条件等も医療法人博愛会が決定する、というふうに書いてありますよね。そうすると、これは飯塚市の職員がですね、博愛会のほうにそのまま行くことになるんですか。飯塚市の職員やから、飯塚市として労働組合なり、職員組合なりいろいろな問題等話し合っ、博愛会と市が責任を持って話し合いをする、というような形に理解してよろしいんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

博愛会のほうの勤務条件というのはまだ具体的なものは示されておりませんが、採用にあたっては博愛会のほうで決定される、ということでございます。先ほどご説明いたしましたように、まずはですね、そういった看護師等の職員については飯塚市の職員として先に職種替を行うことを基本として考えておりますので、先ほど申しますようにどうしても看護師の仕事を続けたい、というであってはこちらのほうから博愛会のほうにこういう方々がおられます、ということをお話をして、雇用のうんぬんについて、全く関与しないわけじゃありませんので、そういったところのお話にもものついていきたいと考えております。

○ 西川委員

そうしますと、職員として市に残りたいという職員についてはそのまま市で採用、残ってもらう、看護師として病院のほうで残りたいという人は博愛会に入る、というふうに判断をしてよろしいということですね。——はい、わかりました。それとですね、志ら川荘の職員についてもそのように理解をしてよろしいでしょうか。

○ 助役

穎田病院、志ら川荘、愛生苑、それぞれ職員がおられます。愛生苑、志ら川荘の方はほとんどの方が事務職あるいは技能労務職といわれる方でございますので、こういう方は他の職場に吸収できる、というふうに考えております。病院関係者になりますと、職種がドクターから検査技師、それから看護師さん、それから事務職、いろんな多種多様な業種に分かれております。その中で、例えばドクターの方とか検査技師の方を行政職に雇うといってもこれは到底無理がございますので、そういう方については分限、要するに、穎田病院は民間に移譲しよう、という考え方で進めておりますので、当然職場がなくなりますので、現在は地方公務員として勤務

していただいておりますけど、移譲後は先ほど担当者が答弁いたしましたように、民間企業に勤める格好になりますので、公務員としての身分はなくなります。そういうことで、あと事務職は当然こちらのほうに吸収はできますので、そういう努力はいたします。ただ問題になるのは、看護師さんの場合ではないかというふうに思っておりますけど、看護師さんになりますと、一応市のほうが民間に移譲するから後は知りませんよ、ということではございませんで、できるだけ職種変更試験あたりをやりましてですね、救済をしていきたい、と。それとも、本人がどうしても職種変更試験の結果不合格になられる方もおられると思います。そういう方については再就職先として、博愛会あたりにできるだけ市のほうとして斡旋をしていきたいというふうな考えで降ります。

○ 西川委員

職員が希望するなら希望どおりそえるようにやっていきたいというお考えのようですので、その辺はわかります。それと、職種によっては事務職、それから特別職、技能職といろいろありますので、そこらあたりはわからないわけではございませんけれども、現在働いておる職員の希望にそうように万全に、万全な対策を立てて市としては職員の希望を全面的に受け入れる、とその心構えの中で進めていただきたい、とこう思っております。それとあわせて、病院はですね、来年の3月末で医師の引き上げ、その他の問題がいろいろあって、早く病院を決めなければ、方向性を出して、早く移譲の問題を進めなければ、医師不足で患者さんが困るという状況でございますので、早急にですね、これをやっぱり結論を出していただいて、早く進めていただくように重ねて要望し、意見としてお願いをいたしておきます。これで質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

○ 川上委員

先ほどの筑豊労災病院を存続・充実し地域医療を守る会の――

○ 委員長

ちょっと待ってください。潁田病院、愛生苑の質疑をお願いします。なければ意見の集約をはかりますので、川上委員、改めて。

○ 川上委員

今委員長が言われた意見の集約ってどういう意味ですか。

○ 委員長

労災病院のときに説明をるるいたしてきたかと思っておりますので、そういうことを申しておるところでございます。

○ 川上委員

なぜ今日そういう意見の集約をはかる必要があるんですか。

○ 委員長

潁田病院、愛生苑について、質疑がないということであれば、基本方針に対する委員会の意志の決定を、とこのように改めて後ほどご相談をすべきかな、とこのような話でございますが。

○ 川上委員

意見集約をはかる、というのであればね、委員長の職責においてその会議録を改めてこういうような意見があった、ああいう意見があった、ということで、これについてはこういう意見があった、これについてはこういう意見があった、そういう文章を出して、その文章に基づいて検討していかないと調査報告書ができないでしょう。

○ 委員長

ごもっとも、私がそのように努力をさせていただきます。それはそれでございまして、頑張ってもらいたいと思いますが、ともかくも、今は潁田病院、愛生苑の基本方針に対する質疑を

お受けをいたしますので、その後のことについてはその後ご相談をさせていただきます。

○ 川上委員

私が言っているのは委員長が意見集約をはかりたいと言うから、まさか筑豊労災病院の意見集約したような委員に挙手を求めるというようなことはないだろうな、と思って聞いているわけですよ。

○ 委員長

だからそれは、あえて懇談会にでもおとしてみなさんのご意見等を承ってすすめていく話でございませぬ。今私がお願いをしているのは、穎田病院、愛生苑の基本方針に対する質疑をどうぞ行ってください、とこのようにいっているわけでございます。議事の進行をすすめていただきます。他に穎田病院、愛生苑に関する質疑はございませんでしょうか。

暫時休憩をいたします。

休 憩 13:33

再 開 13:36

委員会を再開いたします。

穎田病院、愛生苑、志ら川荘に関する質疑を改めてございましたらお願いをしたいと思ひます。あえて、この際でございますので、質疑に変えて意見等があればどうぞおっしゃっていただきたいと思ひます。

○ 松本委員

それでは、今委員長のほうからお話がございましたので、その都度質問をしてみたいと思ひましたが、改めてですね、集約をさせていただき意味で質問をさせていただきたいというふうに思ひます。まず、穎田病院のほうからいきたいというふうに思ひます。穎田病院は医療法人博愛会、ここに譲渡する、とそれはその確認でよろしいでしょうか。

○ 企画調整部長

建物については無償で譲渡する、と、土地については無償貸与ということでございます。

○ 松本委員

申し訳ありません、建物については譲渡する、と、土地については無償貸与、ということではよろしいということですね——はい、それではその土地については10年間、平成20年4月1日から10年間の間無償貸与、と。その10年後には価格がどうなるか今日資料が出ておりましたけれども、そのときの価格で売却、買ってほしい、とそのような土地の件はそれでよろしいでしょうか。

○ 企画調整部長

はい、そのとおりでございます。

○ 松本委員

では、建物については譲渡ということで、これも平成20年4月1日から少なくとも30年間は病院として医療機関として運営をやっていく、と、これについては先ほどより話が出ておりましたが、当然譲渡する側も地域医療のことは十二分にご承知おきのところでございます。で、そういったところから、30年というのが私どものあれとしていいのかどうかかわりませぬが、とにかく、病院として継続をしてほしい、という意向でそれを進められる、というふうな解釈でよろしいでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます、少なくとも30年間は穎田病院については医療機関として存続・継続していただく、というふうになっております。

○ 松本委員

その建物ですが、そういうことはぜひですね、私どもも地域医療という中から、病院がぜひ

とも必要であるというふうな見解を示しておりますので、ぜひともそのところをお願い方をさせていただきたい、というふうに強く要望をいたしておきます。それから、建物についても無償譲渡ということですが、これには医療器具、そういったものも含まれる、というふうに理解をいたしますが、それでよろしいですか。

○ 企画調整部長

建物、それから医療器具等につきましては無償譲渡という考え方でございます。

○ 松本委員

それは平成20年からでございます。今は平成18年ということになりますと、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間がございます。これについては、医療法人博愛会が責任を持って現行の医療体制をやっていく、というこのような理解でよろしいでしょうか。

○ 企画調整部長

平成19年4月1日から平成20年3月31日までにつきましては飯塚市が直営で行います。しかしながら、医師のほうで、九大から派遣していただいております医師が来年の3月31日を持ちまして引き上げていきますので、その後の医師の確保については博愛会と十分に協議を行いまして、そして、責任を持って医師を派遣する、というような協議が整っております。

○ 松本委員

はい。いみじくも今、ご答弁を頂きましたけれども、それには病院の先生、お医者さん、そしてそれを含む職員の派遣が大変難しいのではないかと。引き揚げられた時にですね。その平成19年の1年間については博愛会が責任を持ってこれを診療が出来るように派遣をすると、そのような判断でよろしいですね。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますと、現行の医療体制の継続でございますが、内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科、これの診療ということでしょうか。どうでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますと、現在休診になっております小児科・泌尿器科、これについては前回は質問をさせていただきました。努力をするというふうになっておりますが、建てかえの時期にはこれはオープンをしたいということですが、努力目標ということになれば、当然その前にも小児科等々の開設をしてもらうというのは地域医療からすれば、住民の方からすれば切なる思いではないかというふうに思いますが、その辺のご答弁をもう一度お願いします。

○ 企画調整部長

建てかえ前までは小児科及び泌尿器科については再開に向けまして努力するというような回答を頂いております。建てかえ後については、この二診療科についても再開すると、再開に向けて努力するというようなご返事を頂いておりますけど、ご指摘のように小児科及び泌尿器科につきましても併せまして平成20年4月からでも再開していただくような、市としての先方に対する努力といいますか、それに向けましての協議は進めさせていただきたいというふうには考えております。

○ 松本委員

今、部長、平成20年というふうに言われましたけれども、20年じゃなくてもいいんですよ。19年でも私どもはお願いをしたいと言っておるんですから、あなた方は努力をするということで相手さんとも話し合いをされるわけですから、十二分にそこは地域の皆さん方の意向を汲んで、平成20年とかこだわってるんじゃないんですよ。早い時点で、建てかえの時に

オープンするのは当たり前の話です。その前に、少しでも早い時点でそういった開設をしていただきたい、努力をしていただきたいと私は申し上げておるんです。そのところを十二分に配慮していただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 企画調整部長

平成20年4月からではなくて、来年の4月からでも全科目についての診療再開に向けまして、一生懸命努力させていただきます。

○ 松本委員

ぜひですね、そのところをよろしくお願いをしたい。重ねてお願いしておきたいというふうに思います。それから、24時間体制、夜間体制ですね、これも、医師を1名配置するというふうになっておりますが、そのようでよろしいのでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとりでございます。

○ 松本委員

そうしますと、24時間体制と言いますと私どもがすぐ思うのが、今の飯塚病院の夜間、救急車を呼んだ時に即対応ができるとか、そういったことを思うわけですが、この潁田病院についても、仮に地域の方が救急車を呼んだ、そうするとまず潁田病院に運ばれるというような理解でよろしいんですか。

○ 企画調整部長

24時間体制での診療を行いますので、今おっしゃるように、救急車がそこに搬送されてそこで治療を行うのかというご質問だと思います。診療は24時間体制で行っております。しかしながら重度患者についてはいつでも飯塚病院の救命救急センターのほうに搬送していただきまして、そこで治療行為が行われるというふうに私どものほうも理解いたしております。

○ 松本委員

24時間体制はとりますけれども、飯塚病院との連携は避けて通れない。そういった場面については飯塚病院に搬送をする、と。だから、地域医療として24時間やっていきますというふうな判断でよろしいんですね。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますと、平成20年4月1日から3年以内にこの病院を新しい病院に建てかえる、そのようなことなんですが、先ほどいろんな財政的なことは市は一切負わないということになりますと、今建っております潁田病院、この病院を壊して新しい病院を建てるということになるかというふうに思いますが、その潁田病院を壊す代金、そういったことについても、この博愛会がみんな出されて、もちろん病院の建設についても博愛会がお金を出されて、新しい病院を建設されるというふうに私は理解をいたしておりますが、また、建てかえの場所については現在の潁田病院の敷地内であるというふうに理解をしておりますが、それでよろしいですか。

○ 企画調整部長

はい。解体費用につきましても博愛会のほうで費用負担していただきますし、建てかえ場所についても現在の潁田病院の敷地内ということになっております。

○ 松本委員

だから、私が今申し上げたとおり、壊すのも向こうが壊す、建てるのも建てる、場所は今のところですが、それでよろしいんですね。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますと最後に、職員の、今、西川委員のほうからでましたけれども、十二分に今勤めていらっしゃる方々の意向を生かしながら、市に一般職として移行できるものはします、と。そうでないものについては博愛会と十二分に協議をし、そういった皆さん方の意向が十二分に反映できる再就職といたしますかね、そういったことをやっていくというふうな理解を私はいたしておりますが、それで間違いありませんでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

それではぜひ、こういった形になるのかわかりませんが、今、委員会で出た意向、そういったものを十二分に反映をしていただきたいというふうに思います。次に、愛生苑についてお尋ねをいたしたいというふうに思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○ 委員長

はい、どうぞ。

○ 松本委員

それではお尋ねをいたします。愛生苑についてはこれも譲渡というふうに考えておりますが、社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会、ここに譲渡をするというふうに理解をいたしておりますが、いかがでしょうか。

○ 企画調整部長

愛生苑につきましては社会福祉法人柏芳会のほうに譲渡するということにいたしております。

○ 松本委員

この件につきましても平成20年4月1日から少なくとも30年間は養護老人ホームの施設として運用をする、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

これについても飯塚市は一切の財政的支援を行わない、結局、新しい愛生苑になるのか知りませんが、新しい老人ホームを建てるときの費用一切はこの柏芳会でお金は出していただいて、飯塚市は財政的支援は何も行わない、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますと、先ほど養護老人ホームというふうに申しあげましたけれども、先日「養護老人施設」というふうに明記をしてありましたので、その中でいろいろな福祉施設の関連をお尋ねをいたしました。そうした時に、いえ、今回はこの案件については養護老人ホームの施設のみ120床、20名というふうなお答えだったと思いますが、それに間違いございませんか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますと、それに付随して、今の介護保険の利用で出来るいろいろな老人の施設、そういったものが併設をしてできるというふうには私は理解をしておりますが、重ねてお尋ねをいたします。それでよろしいですか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

それでは、その期間といたしますか、期限。これも平成20年4月1日から7年間以内に新し

いホームを建設する、そして、これも今の颯田病院の敷地内なのか隣接なのかわかりませんが、その場に新しく建てるというふうに理解をしますが、それでよろしいですか。

○ 企画調整部長

平成20年4月1日から7年以内に愛生苑を颯田病院の敷地内、またはその隣接でも構いませんけど、新しい養護老人ホームを建設するというところでございます。

○ 松本委員

それについては、今の愛生苑というのは個室化になっておりませんので、お年寄りのプライバシーを十二分に考えて、個室の方向でお話しを進めたいというふうにお考えになっていると理解してよろしいですか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

それともう一つ、颯田病院の療育の部分が今日出ておりました。障がい者、障がい児ということで論議をさせていただいたわけですが、これについても十二分に、私は障がい児だけにとどまらずというふうな意見を持っておりますけれども、そういったことについてもぜひ、みんなが望んでいる施設です、ぜひとも、もう少し深く考えていただいて、そういったものをこの颯田病院に、これは併設というふうに考えてよろしいですか。

○ 企画調整部長

併設という形でございます。

○ 松本委員

これについてもですね、十二分に考えていただいて、やっていただきたいというふうに思います。すみません、飛びまして颯田病院にいきました。愛生苑についてもあれですが、ではそれまでの平成19年からは今の愛生苑の場所で行うというふうな理解でよろしいんですかね。それはどんなふうになるのでしょうか。

○ 企画調整部長

この愛生苑につきましては土地・建物については柏芳会のほうに無償貸与という形をとっております。で、7年以内に颯田病院の敷地内に建て替えた時点においては、この土地・建物については貸与ですので、飯塚市の財産ということで残ってまいります。

○ 松本委員

それは、今の愛生苑の場所で、ということですね。建てかえるまでは今の愛生苑、鯉田で柏芳会が運営をやっていくということでしょうか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

そうしますと、これは飯塚市のものであるのです、もし新しい老人ホームが颯田のほうに出来た場合には移られるでしょうから、ここは空くことにはなりますが、これについては飯塚市の財産ということで、そのまま使うのであれば何かに利用するでしょうが、仮に壊すといった時には飯塚市が壊す、と。このような理解でよろしいですか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 松本委員

いましてね、私は自分の質問と共に総括というわけではございませんが、一応の流れを再確認を、颯田病院と愛生苑については、させていただきました。今後、委員長のほうがどういうお取り計らいをされるのかわかりませんが、私としては今の質問をさせていただいた中で、一応の結果というか流れというのは私自身は理解をしたところでございます。

○ 委員長

他に。

○ 西川委員

すいません、あのですね、私はちょっと尋ねることがちょっともれていた点がありますので再度一つだけおたずねをいたします。愛生苑の件とあわせまして、志ら川荘で平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は志ら川荘についてはどのようにお考えになっているのか、まずおたずねします。

○ 企画調整部長

志ら川荘につきましては、平成19年3月31日で廃止ということで今ご提案を申し上げます。

○ 西川委員

平成19年3月31日で廃止ということは、それまでに志ら川荘に入居している老人、それと合わせて職員さんは愛生苑のほうに全員移っていく、という理解でよろしいのでしょうか。

○ 企画調整部長

ちょっと説明不足で申し訳ありません。志ら川荘につきましては平成19年3月31日で廃止する、ということでございますけど、入所されている方が30名近くおられます。この方につきましては、愛生苑のほうに入所替えを行っていきたいというふうに考えております。職員につきましても現在事務職の方がおられます。この方につきましても愛生苑のほうで職員替えができるのか、またはいわゆる別の分の職員の配置替え、というようなことができるのか、今後これについては検討を進めていきたいというふうに考えております。

○ 西川委員

志ら川荘のですね、入所者については愛生苑のほうに移り替えする、という形で了解も取れるんだらうな、というふうに考えておりますが、働いておる職員はですね、そのまま愛生苑に飯塚市の職員として配置替えをできる、というふうに理解を私はしておるんですが、違いましたら「違います」とおっしゃっていただかないと困るんですが、そういうような理解でよろしいですか。それとですね、ちょっと答えにくいかも知れませんが、臨時で働いている臨時職員も志ら川荘にはかなりおります。この人たちも職員と同様の考え方で移行しすんでいくというふうに理解してよろしいのでしょうか、おたずねをいたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

志ら川荘の職員につきましては、4月から入所者を4月から愛生苑に移しますので、入所者の中でも30名の中で本人が特養といいますか、どうしても足が不自由な方とか、施設に入られない方もおられますので、施設替え、いわゆる措置替えをされる方の入所者につきましては愛生苑のほうに移行していただくこととなります。それ以外の方は今希望を取りながら違うところの施設に入っていただくように考えております。職員につきましては平成19年4月から本庁の市のほうで職種変えといいますかそういったところで受け皿も考えていきながらですね、愛生苑のほうでもまた、受けれるのかどうか、まだ決まっておられませんけど、職員数については、120のうちの職員数というのは愛生苑のほうは決まっておりますので、その中で受けられるということであれば受けていきますけど、基本的には職種変え、と。潁田病院も職種変え。臨時職員につきましても志ら川荘がなくなるわけですから、新たに今志ら川荘のほうで臨時職員が受けられるのかどうか、そこのところを検討しておりませんが、志ら川荘の臨時職員は雇用がなくなる、ということでございます。

○ 委員長

補足の答弁ございませんか。

○ 人事課長

先ほどの臨時職員また職員の関係でございますけれども、職員については一般会計との方と

も含めた中の職員の配置替え、異動ですね、こういった中で対応していく、と。それから臨時職員、こういった嘱託職員等につきましてはですね、一年契約、一年雇用という形が原則でございますので、方向性がはっきりし次第、こういった職員に対しての対応について協議をすすめてまいりたい、というふうに考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 西川委員

考え方としてはそうだろう、というふうには思います。これから先ですね、やはり職種変更、それから措置替え、いろんな問題が出てきますが、これについては当事者と十分話し合っ、当事者同士納得がいくような形で進めていただく、ということをお願いをして私の質問を終わります。

○ 松本委員

私も申し訳ありません、志ら川荘のことについてぜんぜん質問をしませんでしたが、この場合にお年寄りが愛生苑のほうに移行する、と。環境も変わり、周囲の普通今見ている顔も変わるわけです。そうなったときにお年よりは大変不安なんです。私どもが頭で「ああそうやろうな、知らんところにポンと移ってどうなるか不安やろうね」そんなこと以上に切実な思いなんです。それで、委員のほうからお話が出ました、もちろん、雇用という部分でのお話だった、というふうに理解をいたしますけど、お年寄りがいらっしゃる、そういったことを、お年よりはですね、別に愛生苑のほうと一緒にいなくてもいいんですよ。そら、個室でないとか古いとかいろんな使い勝手の悪い部分はあると思いますけれどもね、やはり行政サイドの意向で移っていただいたり変わっていただいたりしているわけです。そこいらへんのお年寄りへのケア、そういったものもやっぱり見慣れた何々さんがいらっしゃる、というのと全然いらっしゃらない、というのが違うわけです。だから、十二分に雇用の面で個人個人の意向を聞く、とこれもしていただくてはなりません。しかし、お年寄りの意向、思いも十二分に反映ができるように行政としては取り計らっていただきたい、というふうに私も重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。

○ 小幡委員

穎田病院。基本料金が出揃ってますけどね、労災病院は今から市立病院として購入しますよね。現市立病院は譲渡しますね。労災病院はですね、市立病院になりますから今から管理運営の協議会なんかを設置して市と病院と今から治療に応じてはいろいろと検討していく機会が設けられます。これはいいことですね。穎田病院。譲渡を完全にしました平成20年4月以降ですか。この後ですね、飯塚市としましては、病院側に何か言いたいとき、お願いしたいとき、そういった機関を設けるとか、権限、これは残りますか。それとも、民間に移譲した以上は一切口を出せないんですか。その点を教えてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

管理運営協議会というのは指定管理者の中で指定管理者と市側とのそういった協議会を設置するようにしております。またその中に、市民のですね、病院運営市民会議というのが、これは飯塚市の案でそういった会議ももって、市民の方も入れた中での会議も開催します。これは労災病院だけではなくて、さきほど穎田病院の件もありましたので、穎田病院につきましてもこのような市民会議を活用といいますか、運用いたしまして、病院の運営に対する両方についてですね、協議をしていただくようなことも考えてはおります。

○ 小幡委員

私の質問ね、譲渡した後よ、穎田病院を博愛会に渡した後、飯塚市は口出しができるんですか、ということです。

○ 企画調整部長

基本的には穎田病院は博愛会のほうに移譲します。ですので基本的にはその口を出さないのか、ということでございますけど、この飯塚の全体の地域医療ということから考えまして、先

ほど主幹が答えましたように、市民会議というようなことで発足させようと考えております。その中に、潁田病院も含めますし、地元の医師会も含まれます、それから地域住民の皆さんも含まれます、それから地域住民の皆さんも含まれます。患者さんも含まれます。そういうことからしてそういう中で全体の地域医療を考えるということから、その面から見まして行政もその中に携わさせていただきたいというふうに今のところは考えております。

○ 小幡委員

ということは、そういった協議会なるやつは考えている、ということですね。ということで、議会としても住民からの要望等を伝える、というかね、そういう場が設けられる、ということでいいですね。それとですね、それを確認します。潁田病院も志ら川荘も愛生苑もそうでしょうけど、潁田病院においては3年以内に建替える、と。愛生苑は7年以内ですね。これは、市の要望ですか、それとも先方の要望、どちらでしょうか。

○ 企画調整部長

市の要望でございます。

○ 小幡委員

市の要望ですね。潁田病院においては3年以内に建替えてください、と市が要望した、と。先方はわかりました、と。これが3年後には難しかった、と。5年後に、そういうこともありえますか。

○ 企画調整部長

それは今のところありえません。

○ 小幡委員

今のところありえませんね。はい、わかりました。では審議がですね、まだ足りない、私も自覚、はそうなんですね、もっと深く掘り下げないといけないところはたくさんある、と。これは、委員の皆さんも少しちょっと何かモヤモヤしたところがあります。これは、資料がない。これは逆に執行部側がまだ今から決める、ということですから、十分決めていただきたい、と、これは一致しております。それで先ほど言いましたような時価ね、10年先の値段なんかをね、無謀な決め方しないで、といろんな要望があがっていますので、執行部もそのところはですね、踏まえながら今から協議なさると思いますが、当委員会がね、今、たまたま住民投票が実施される、もしくは自主解散である、というような時期に来ていますので、これは通常自主解散にしろ、リコールされようと、委員会としては自然消滅になるんですか。そのところを教えていただけませんか。

○ 議会事務局長

今の、ご質問は仮に解散になった場合に、この委員会はどうなるのか、ということだと思います。継続審査でいってあって、仮にでございますけれども、調査終了せずにそうなった場合には審議未了で委員会としてはなくなります。当然議員さんがたがおられませんので、議会自体がなくなる、ということでございますので、そういうことになります。

○ 小幡委員

そういうことですね。ということは、11月議会はもちろんありますね、今の段階では。継続審査ができる、というところですね、今のところはまだ基本的な条項がもっと決まってない、ということで仕方なかれと思っておりますがね、普通進め方ね、議会が継続していく、と前提した場合、今からいろんな関連、まあ譲渡先なりですね、譲渡受ける先と話されていく内容、部長等がまだ決まってない、というやつが決まってきたらこの委員会のほうに報告なさるということでしたが、その考えはいまだ変わっておりませんか。

○ 企画調整部長

はい、まだ移譲先との細部にわたっての協議は進めてない部分が多々ございます。そこらあたり協議が進み次第ですね、また協議が整い次第、特別委員会の中でご報告させていただきた

い、というふうに考えております。

○ 栗木委員

先ほど、松本委員に関連した確認なんですが、潁田病院の療育施設につきましては、単なる窓口だけでなく一貫した体系の療育センターが必ず併設されるということで間違いはないか、確認いたします。

○ 企画調整部長

療育センターというよりも療育施設という形で今先方と協議をすすめさせていただいております。その中には相談業務もあるし、いわゆるリハビリ、リハビリの部分も含まれているということで今協議をすすめさせていただいております。

○ 栗木委員

本当に体系的なきちとしたそういう療育施設であることを願って質問を終わります。よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

潁田病院について質問します。先日全国自治体病院危機突破大会があつてます。本市からも出席があつておると思いますが、ちょっと確認します。

○ 病院局事務長

今お尋ねの件ですけれども、11月の9日に東京の平河町のルポール麹町という所で開催されております。私が出席いたしました。

○ 川上委員

病院局事務長が出席されたということですね。一人で行かれたと思うんですが、今年のこの全国自治体病院危機突破大会の主要なテーマ、目的、それから成果はどういったことでしょうか。

○ 病院局事務長

目的としましては、いわゆるその今抱えております自治体病院、これにつきましては、いろいろありますけれども、一つは医師の不足の問題、偏在の問題、それから今年行われました診療報酬改定の問題、こういう問題につきまして、それぞれ自治体が集まりまして、国・厚生労働省・総務省・文部科学省等にそれぞれ分かれまして、大会で決議しました文書、要望書を持ちまして、要望が上がったということでございます。

○ 川上委員

主要なテーマはいくつかあると思うんですが、そのうち医師不足が最大なテーマだったろうと思うんですね。この医師不足に対しては、ついては、国にはどういう要望をされましたか。

○ 病院局事務長

何点かありますけれども、一つ目は、いわゆる地域医療の確保という観点から医師の生涯にわたるキャリア形成の完成に立った分での医師の確保の問題。それから女性医師の就業環境整備の問題。それから専門医の要請認定における地域医療従事者との評価をした体系とするような医療の体制の問題。それから医師不足の中で、特に不足しております小児科医、それから産科、麻酔科等のいわゆるこれに対する医師の確保の問題とそれに対する診療報酬の設定の問題、このような問題でございます。それからあとが医師不足地域の医療機関で勤務するための医師の処遇の問題、いわゆる初任者調整手当等支給の問題。そういう問題でございます。それからいわゆる今の何と言いますか、大学病院における医療確保を含む地域医療の確保に関する実践的な調査研究等の取り組みを適正に評価すると、その貢献に対する研究費等の加算措置を行うこととかいう問題等がございます。それから医師の確保の問題のほかに看護師についても不足を生じますもんですから、その確保に対する問題もございます。

○ 川上委員

要するに、今の医師不足というのは、何か災害みたいに発生したことではなくって、国の政策によって作り出された医師不足なんですね。ですから当然自治体病院の側は、国に対して医師不足解消のために緊急措置を取れということを要求する根拠があると思う。例えば、医師の要請数を抜本的に増やすとともに地域への定着のための施策をとること。それから現在の医師の不足数、医師の労働実態を緊急に調査すること。医師の労働基準法違反というのは、蔓延していますね。それから医師の緊急配置、医師派遣のシステム、構築しなさいと。国の責任で医師派遣のシステムを構築せよということなんですね。これが基本的に全国の自治体病院の共通認識です。それではもう一つ重要な問題があったはずですよ。経営問題です。事務局長の方で全国の自治体病院の経営状況、総括的な状況を把握してきましたか。

○ 病院局事務長

今回の大会の中では、自治体病院の経営状況がどの程度の、今全国で7百程度の自治体病院がありますけども、この中でいわゆる赤字の自治体病院がどの程度あるかと、そういうふうな論議については今回の大会の中では、発表なりそういうものは上部提供は行われておりません。

○ 川上委員

そのようなことはないだろうと思うんです。2002年度末の決算とか全国的な数字がもう発表されていますね。大会で把握されてなくても、日常業務で把握されているでしょう、教えてもらえますか。

○ 病院局事務長

申し訳ございませんけれども、全国の自治体病院の状況については、把握しておりません。ただ、福岡県内におきましては、かなりの団体で赤字が発生しているという状況は聞いております。

○ 川上委員

自治体が経営する病院事業、地方公営企業法適用する病院事業、2002年度末現在で764事業あるんですね。自治体病院の数は1,007病院、建設中が7あるそうです。総務省が、今言ったのは報道です。総務省がまとめた2002年度の決算見ると純損益ベースで赤字になった事業は474事業、全体が、営業中の事業は761事業ですから62.3%が赤字なんですね。しかも、赤字事業は先ほど474と言いましたけど、1年間で前年度に比べて109事業増えているんですね。赤字の総額はそれでもですね、赤字の総額1,516億円程度なんですね。全国の474事業の赤字が。まったく多いと考えるか、少ないと考えるかはあるでしょう。不採算部門、お金にならないけども必要な医療を住民の命と健康を守るために税金を投入する。どこか悪いのかということになるんですが、赤字は増えておると。それでね、このなぜこんなに赤字が増えているんですか。

○ 病院局事務長

いわゆる全国的なベースでいきますとやはり意識不足の問題、それから改定、医療診療報酬の改定がずっと行われてきておりますけども、特に今年度18年度におきましては、平均で3.16%という診療報酬の引き下げを行われております。このような関係から赤字が達してきているんじゃないかなというふうに思っております。

○ 川上委員

今の全国の自治体病院の経営的な苦しみの根源はですね、どこにあるかと言うと国にあるわけです。高齢者が増えたとか、そういうことを言われる場合もあるけど、基本的には国が責任を果たしてないところにあるわけです。おまけに医師を政策的に減らしていつているわけですから。6割強が赤字です。総額は先ほど言いました1,516億円程度。累積赤字は確かに麻生泰氏が言うように大きいです。病院の7割強が累積赤字を持っていてその総額は1兆5,123億円という数字を総務省が出しているわけです。大きいですね。しかし、これも例えば、政府が米軍再編にお金つぎ込もうとしている3兆円と比べたらね、どうなのということになる

んですよ。こういう状況の下であなた方は、先日飯塚市行財政改革大綱を出しましたね。市長。この中で穎田病院、まあ愛生苑もありますけど、とりわけ穎田病院はどういう位置づけになっていますか。

○ **企画調整部長**

はい、穎田病院につきましても、今特別委員会の中にお示ししてありますように、民間譲渡というような形での行財政改革を打ち出しております。

○ **川上委員**

結論がものすごく早いんですよ。先ほどから言っているように医師不足はね、基本的には国の責任ですよ。国がこれも何とかしなければならぬと、検討し始めているんですよ。あんまりよくなかったと。それから赤字の問題でもいろんなこと考え始めているんですよ。あなた方ね、民間移譲がものすごく早い。例えば国の財政的な問題ではいろんなことがあるんだけど、不思議なことが一つあるでしょ。昨年度から出発しているんですね、この制度は。総務省ですよ。自治体病院の再編統合などにより病床削減が行われた場合、5年間当該の削減病床数をないのにあるものとして交付税措置をするということが言われてますね。ご存知ですか。

○ **病院局事務長**

申し訳ありませんが、その情報は知りません。

○ **川上委員**

まだ穎田病院はあるからご存じないのかもしれませんが、知っておいたほうがいいですよ。あなた方今から廃止しようと言うんだから。えっとね、これ国会で政府委員が答弁しているんですよ、政府参考人が。「今、お話のありました財政措置でありますけれども、5年間従前の病床数による普通交付税の算定を行う特例ということでございまして」と。「これは平成15年の実績により17年度からスタートしたわけでありましたが、全国で2,400床あまりの病床数を対象に削減がなかったものとして算定を行って実質の交付税の増額分としては、12億円を計上している」というんですよ。企画調整部ご存知でしょ。企画調整部じゃない、病院・老人ホーム対策室はご存知でしょ、いくらなんでも。

○ **病院・老人ホーム対策室主幹**

申し訳ありません。存じておりません。

○ **川上委員**

じゃあ財政当局。

○ **財務部長**

交付税、普通交付税の算定の中で1床あたりいくらという交付税算定になっていることは存じております。

○ **川上委員**

それはいくらになっていますか。

○ **財務部長**

今ここで正確な数字は覚えておりません。

○ **川上委員**

この問題で言えば、2,400ベットで12億円ですから1ベットあたり50万円ですね。もう少し正確に言うと51万円みたいですけど。これは何のためについているかという主要な側面は自治体病院をベットなくしていけという誘導ですよ、基本的には。しかし、そうであるけれども、こんなことも含めていろんな財政措置も考えようとしている、全国の自治体がいろいろ要求するということもあって。そういうときにね、あなた方は52億円財源不足だと言って行財政改革打ち出した。本当は52億円じゃないわけでしょ。43億円ですね。今年度の財源不足。それで今、行政の方は1割ぐらい使い残せということで、節約運動しているんですよ。そういう状況の中でこの行革出ているんだけど、穎田病院をね、なぜ今年廃止しなければな

らないのか、それがこれにはわからないわけですよ、あなた方の説明からいっても。そして時間がないと言っているわけです。ここをわかるようにもう少し説明してもらえませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 31

再 開 14 : 43

委員会を再開いたします。答弁を求めます。

○ 企画調整部長

穎田病院につきましては、施設の老朽化が著しく、また施設の建て替え、それから医師不足から医師の確保という問題点もありまして、直営でやるには極めて困難でございます。従いましてこの穎田病院を地域の医療機関として存続させるためにはこの穎田病院を民間に譲渡した中で安定した医療を継続させるということで今回その方向性を示したものでございます。

○ 川上委員

その医師不足とお金、赤字って書いてますね。超過負担、これは企業会計だから赤字っていうんですね。そういうんで、市民はそれが本当かと思うわけですよ。ところが根本的には国の責任で全国の自治体病院が窮地に追い込まれていて、国に相当な意見や要望があって、国も少しは考えようかなというふうになってる段階ですよ。その段階であなた方は行財政改革で穎田病院問題検討したわけだけでも、ここに10月26日付行財政改革推進委員会、市長の諮問機関です。そこの意見と提言書が議員に配られましたね。この中には穎田病院を市立病院廃止してどこか民間にやってくれっていう意見はないわけです。少なくともこの中にはない。それからこの大綱、これと一緒に配付されたのが答申書ですよ、市長受け取ったでしょ。この中には穎田病院を民間譲渡してくださいというのもないわけ。こう書いてるんですよ。これの12ページ、答申書と11月の行財政改革大綱、今からいうところ全く同一文書です。こう書いてるんですよ。答申書でいうと12ページ、「地方公営企業の経営健全化」って書いてますね。「地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の観点を踏まえ、料金の適正な見直し、収入の確保などに努めるとともに、事務事業の簡素・効率化、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入の推進、給与および定員管理の適正化に努めるなど、経費の節減・合理化を図り、経営の健全化に向けた財務体質の改善を図ります。また計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、長・中期経営計画の策定、行政評価の実施、積極的な情報公開などに取り組みます。」と書いてあります。穎田病院のことを議論するなら、ここに何かあるはずですよ。何もない。何もないのに実施計画、実施計画の13ページに今企画調整部長が答弁したようなことがいきなり書いてあるわけです。国の地方自治体に対する財政保証の放棄、責任放棄、それから行財政改革、こういう中で結論だけが穎田病院の民間譲渡が出てきてるわけですよ。市長、おかしいと思いませんか。行財政推進委員会どうい議論したんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 47

再 開 14 : 49

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

私、先ほどご答弁申し上げましたように穎田病院につきましては施設もかなり老朽化しております。この建物を建て替えるためにはかなりの費用が生じてまいります。今本市の財政が極

めて厳しい中で、この建て替え、それから自治体病院では医師の確保も極めて厳しい状況の中にございます。こういうことからしまして、この潁田病院を市立病院として、直営として存続させるためには、極めて困難であるということからしまして、この潁田病院については、地域の医療機関として存続させるためには民間の方に譲渡した中で安定した医療の供給ということが一番ベターであるというふうに考えまして、この方向性を皆さんの前にお示しいたしておりますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

行財政改革大綱にはもう少し書いてあるところあるんですよ、実は。あなたが見つけない。その・・・（「議事進行」という声あり）

○ 後藤委員

この委員会は病院・老人ホーム対策について、何も行政改革の特別委員会じゃないと思いますので、あらかた国の責任とか、以前にも質問が出てましたけど、そこの部分を追及されてますけど、ある程度質疑が出尽くしたんじゃないかと思いますので、委員長の方でお取り計らいをお願いいたします。（川上委員の「今質問中じゃないですか。どうしてそういうこと言うわけ。」という声あり）

○ 委員長

ただいま議事進行で後藤委員の方から発言も出ております。先ほど来の質疑の答弁も聞いておりましたら、同じ答弁が繰り返されておるような状態でございます。川上委員をお願いいたします。別の観点から、質疑があれば質疑はお受けいたしますが、先ほどの議事進行の委員長への申し入れもあっておりますので、そのあたりご配慮を願いたいと思います。

○ 川上委員

潁田病院の問題に直接関わる問題議論してるんですよ。あなた方は医師の問題とお金がないということで、潁田病院を長く公営でやってきたのを放棄しようとしてるわけですよ。だから本当にそれが必要かということ国政の問題も含めて、市の財政上のことも含めて聞くの当たり前じゃないですか。

それで、この行財政改革大綱の中で建て替えにお金がかかるというふうにあなた言うんだけど、建て替えのこと一言も書いてないわけ。どこか書いてますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします

休 憩 14:53

再 開 14:53

委員会を再開いたします。ただいまの川上委員の質疑については、もう一度答弁が受けやすいとか、答弁できやすい質疑に変えて質疑をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

ですから、あなた方が行財政改革の中で、潁田病院扱ってるんですよ。結論的にもう民間譲渡するというんだけど、この過程には何ら思考した跡がないわけ。むしろ行財政改革大綱には書いてないこと、逸脱することを提案してるんですよ。これは市長が答申受けて、市長の責任で行財政改革大綱出してるわけだけでも、これと違う提案を今してるわけ。そののところあなた方の頭の中ではどうなってるんですか。

○ 財務部長

大綱の中で民間譲渡ということは書いてあるかということですが、その言葉は確かに書いてありませんが、先ほどの中に地方公営企業の健全化の中に、民間、途中はしよりますけども、民間委託等、この「等」の中にはそういう意味合いも含まれているとか、それと大綱ではあくまでも個々の事業名一つ一つについては確かにおっしゃるようには挙げておりません。大

きな政策の大綱ですからその方向性、考え方を示すのが大綱でございます。これを受けて今回の実施計画を作ったということでございます。

○ 川上委員

大変苦しい答弁だと思います。市長、じゃあ市長答弁お願いしましょう。

市長にもう一度お尋ねしましょう、今の質問。

○ 市長

財務部長の話したとおりでございます。

○ 川上委員

この委員会、26人の中には穎田町時代から町立病院をずっと守って育ててきた議員の方もおられるわけですよ。今もそうですよ。今私の質問の立場と少し違う立場からの質問もあろうかと思うけど、この穎田病院の医療機関を残したいという思いは一致してると思うわけね。そのときに行財政改革大綱について質問して、大綱の中に書いてないのに実施計画で結論だけ出てる、おかしいと聞いたら、財務部長が何て答弁したかという、この3行目の民間委託等の中の「等」の中にあると言ったんですよ。この穎田の地域住民の皆さんの命と健康を直接預かってる、そうでしょ、その病院の廃止、民間譲渡議論してる時にこともあろうに「等」の中に入ってるというのはどういう答弁ですか。だから市長に聞いたわけですよ。そういう答弁でいいんですか。

○ 財務部長

個々のとを一つ一つ、ここに例えば先ほど質問者が言われますように事務事業の簡素・効率化、あるいは指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入推進ともあります。こういうのを含めて先ほど企画調整部長が言いました種々の検討の結果、市立穎田病院についてはやはり地域医療としてどうしても残さなければいけないという大前提がございます。それをやる場合にじゃあどうしたらいいかということで今回のこの実施計画書の中にお示しました方向性を出したということでございます。

○ 川上委員

私はこれは市長のダブルスタンダードだと思いますよ。こういうことではよくない。首尾一貫というのがあるでしょう。それでね、お金のことを言うのであれば、前回の本会議でいくつか指摘しましたが、飯塚市には無駄がいっぱいまだあるわけです。これからやろうとしている大型事業の無駄もあるんですよ。鯉田の三坑の跡地もらってね、何十億円かかるか分からんような工業団地、必要性も問われる。いくらかかるか分からない。こういう話を企画調整部長に交渉に行かせてるんでしょ。こんなの見直していけばね、穎田病院維持できるじゃないですか、公営で。自治体病院で。労災病院についても一切財政負担しないとかそういう無責任なこと言わないで済むでしょ。市長、答弁を求めます。

○ 企画調整部長

質問者に対しまして、本当まことに申し訳ないんですが、再三にわたりまして私ご答弁申し上げてますように穎田病院につきましては、老朽化が激しく、また今医師不足ということで大きな赤字を生じております。またこの建て替えにつきましてもかなりの費用が生じてまいります。これを穎田病院を直営でやるためにはこの費用の問題、それから医師の確保の問題等々たくさん問題点が生じてきてまいっております。そのようなことからしまして、市の方でも十分に検討した結果、この穎田病院については、地域医療として存続させるためにはこの穎田病院を民間に譲渡することが一番地域の皆さんにとって好ましいという判断に立ちましたものですから、今回このような方向性をお示してるのが現状でございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:00

再開 15:02

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

○ 藤本正委員

この穎田病院についてはですね、いろいろ今委員から質疑がありまして、堂々巡りのようになっていますからですね、一応地元としての発言をさせていただきます。というのは、1市4町の合併のときにですね、ぜひこの穎田病院を地域医療のために存続してくれ、という住民からも80パーセント近い、議会のほうに、私がちょうどその頃議長をしました関係でですね、4・5人の方が来られてから、請願されたところでございます。いろいろ穎田病院としてですね、黒字が出るように頑張ってくれ、ということで病院検討委員会まで作っている2・3年やってきたけど、あまり成績のいいことはあがってこなかった、ということでですね、飯塚、合併当時に1市3町合併当時にですね、これは継続するとしても市民病院としてはいかなものか、という問題も出ました。そのときに、穎田町といたしましてはですね、結局市民病院としてやれんでもしょうがないだろう、という答えがその当時出て、飯塚市にいろいろと相談して、継続だけは鋭意お願いします、ということを書いてきた、穎田町の私が一人としてですね、今発言させていただきますよりまずなので、穎田町の住民としてはですね、これ継続してもらえば十分だろう、と今でも思っております。なるだけ市民病院として残ったほうが一番ベターだろうと思えますけどですね、やっぱり地域医療のために役立つためには今の処置はやむをえんではなかろうか、ということをお伝えしてから、委員さんのほうにご理解を願いたいと思います。

○ 松本委員

ひとつ聞き忘れといたしますか、おたずねをいたします。愛生苑にですね、志ら川荘を移行して、ということなんですけど、労災病院、穎田病院、志ら川荘の雇用が出てまいりましたが、愛生苑の雇用についてはそのまま継続、というふうな思いがありましたものですから、質問をしていなかったんですが、執行部としては愛生苑の雇用を今のメンバーでどうするのか、とかですね、そういうこともありましょうので、そのへんはどんなふうにお考えですか、お聞かせください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

志ら川荘も入所者の措置替えを平成19年4月から行いまして、1年間は、愛生苑が継続して運営されることとなりますので、その職員ならびに臨時職員はそのまま平成19年度中はおられます。平成20年4月からは民間移譲となりますので、その間ですね、愛生苑の職員についても穎田病院等と同じように職種変え、他の事務的なですね、ところに配置替え、といたしますか、そういうことを行っていきます。また臨時職員についても一応先ほどの雇用の問題もありますが、できるだけ新たな移譲機関、博芳会のほうで職員についての雇用もですね、臨時職員についてはお願いすることもありうる、というふうに考えております。

○ 松本委員

お願いすることもありうるでなくてですね、お願いをしていただかないけません。あなたがたは、言葉をね巧みに操ってもらっては困るんで、それはそのようにしてもらわないいけないんですよ。ね。雇用というのが私どもは考えてますので、一番に思っています。それと、愛生苑、志ら川荘を移行するわけですから、愛生苑の120庄というのはほぼ満床ということになるのかと思うんですよ、そういったときについても、じゃあ今のまんまでいいのか、とか当然出てくる話だというふうに思いますよ。そういったことも含めてどんな風にされようとしよるのか、考えがあったら示してください、と申し上げるんです。その辺どうですか。

○ 人事課長

愛生苑につきましては通常の配置替えといえますか、先ほどもご答弁申し上げましたが、異動という中で、一般会計の中での吸収、そういった形を考えております。それから、臨時職員・嘱託職員、こういった関係につきましては、1年という雇用期間でございますけれども、そういった具体化する中で、十分にお話し合いをさせていただいて、今後協議を詰めていきたい、というふうに考えております。

○ 松本委員

ぜひですね、その部分をよろしくお願いをしたい、というふうに重ねてお願いをしておきます。終わります。

○ 楡井委員

調査特別委員会、この委員会ですね、主旨に基づいてそれぞれの意見、それぞれの立場の人がそれぞれ研究をしてきてまた、調査をしてきて意見を出しよるわけですね。行政の側の皆さんから提案されたものがですね、果たしてそのまま、一番ベターなのかどうか、ということについて我々いろいろ意見も出し質問もしている、というのが現在と思うんですね。労災病院の問題もいっぺん集約された、しかしそのあと守る会の人たちが東京に行ってきて、その後それを川上さんが紹介したような5つの新たな問題が出てきた。これにまた基づいてさらに研究し意見を戦わせて質問も交わして深めていく、それから、潁田病院の問題だって愛生苑の問題だってですね、いろんな方法があらせんか、ということでこの審議があるわけですね。行政の分が出された分がそのままそのストレートでいく、というようなことでは我々委員会、そして議会、また議員としての仕事を放棄することになるというふうに思うんですよ。そういう意味では委員長もなかなか苦勞されている、というのがよくわかります。よくわかりますけれども、そういういろんな立場の人の意見を十分聞く、ということで運営をしていただきたい。また、行政の側の人たちは自分たちが出した分が何でもかんでもいいんだ、というふうに思われんでですね、今一つの話としては行革大綱に出されている分と実際やっている部分が違うんじゃないか、と、これはどうなんだ、という質問あたりは当然だと思うんですよ。そういう意味で、お互い謙虚になって意見を戦わせる、というふうにしていきたい、というふうに思いますね。だから、自分たち委員会の委員の側からはですね、自分たちの任務を放棄するというようなことがないようにお願いしたい、というふうに思います。

○ 西川委員

あのですね、議事進行も出ているんですが、それにかかわらず再度また質問なりなんなりというのが繰り返しやられているが、私はまた再々、再度議事進行をお願いします。

○ 委員長

それでは、市立潁田病院、愛生苑の順に基本的方針についての採決をここで行いたいと思います。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

異議の声も出ておりますので、本日執行部提出の市立潁田病院及び愛生苑の基本的運営方針の了承について、採決を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本日執行部提出の市立潁田病院及び愛生苑の基本的運営方針の了承について採決を行うことに決定をいたしました。

まず、市立潁田病院の基本的運営方針について裁決いたします。市立潁田病院の基本的運営方針については、執行部提案のとおり了承することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、市立潁田病院の基本的運営方針については執行部提案のとおり了承することに決定いたしました。

次に、愛生苑の基本的運営方針について採決いたします。愛生苑の基本的運営方針については、

執行部提案のとおり了承することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、愛生苑の基本的運営方針については、執行部提案のとおり了承することに決定をいたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 13

再 開 15 : 14

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。「病院・老人ホーム対策について」は継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件については眷属審査とすることに決定いたしました。これもちまして病院・老人ホーム対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。なお、次回の委員会は11月22日水曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしく願います。